

呂氏春秋上農篇蠡測——秦漢時代の社会編成

渡 辺 信 一 郎

目次

- はじめに
- 一 上農篇訳注
- 二 上農等四篇の構成
- 三 上農篇の社会
- 四 秦漢時代の社会編成
おわりに

はじめに

中国前近代社会の社会構成史的特質については、これまでに多くの人がびとが様ざまな見解を明らかにしてきた。私自身も六朝隋唐期のイデオロギー分析と概括的な予備的考察とにおいて、私見を提示したことがある^①。それは、小農民経営の再生産と支配とを本質としながら、秦漢隋唐期の国家にあっては、それを可能とする政治的社会編成が社会的分業に基づくもの——分業論的国家編成であり、宋代以降のそれが所有の階層性に基づくもの——所有論的国家編成であることを論ずるものであった。この前者、すなわち社会的分業に基づく国家編成とは、国家成員——良民がその職業によって政治的・人格的制約を受けつつ社会を編成し再生

産してゆく体制である。具体的にその完成形態たる隋唐期について言えば、社会はまず国家成員たる良民と非成員たる賤人——部曲・奴婢とに区別される。賤人は国家的諸負課——租・調・役を免がれると同時に国家的諸関係からは排除される。国家成員たる良民はさらに士・農・工・商の四身分に区別される。士と農工商との間には、精神——非生産的労働にたずさわる者と生産労働に従事する者という区別があり、前者を支配者、後者を被支配者として位置づけるものであった。また、農工商の中では、農民にのみ兵役が課され——ある意味では武装権が認められ、官吏となって政治的意志決定に参加する可能性が与えられており、工商に対する農民の政治的・人格的優位が法的に明示されている^②。それは、かかる社会的編成の中において農民をその中核に位置づけることによつて、その社会的再生産を維持し、隋唐国家の本質たる農民支配を実現しようとするものであった。社会的分業を基準とするこのような政治的社會編成がどのようにして形成されたのかという問題は、中国における国家形成、特殊には専制国家の形成過程やその本質を解明するうえで、まことに重要な課題をなしている。我々は、かかる社会的分業に基づく国家編成の形成過程を問題にする前に、生成期における分業論的社會編成

が具体的に如何なるものであったかを明らかにしなければならぬ。ただし、その何であるかがまず明らかにされなければ、それが如何にして何故に形成されてきたかは問題になり得ないし、またその発展諸形態も明らかにし得ないからである。そうして、ここに恰好の史料が残されている。それが、ここで分析の対象にしようとする『呂氏春秋』上農篇に他ならない。

『呂氏春秋』は、周知のとおり秦の宰相呂不韋がその客たちに命じて編纂させたものであり、その季冬紀末尾にある序意篇によれば、秦の八年に完成したものと見なされる。秦の八年が、高誘注のように秦始皇即位八年 (BC239) と見なしうるかどうか、異見のあるところであるが、概ね成書年代を前二三九年頃に置くことは可能である。『史記』呂不韋伝をはじめ歴代書目を通じて、この書は十二紀・八覽・六論、あわせて二六卷・一六〇篇、二〇余万言からなっており、きわめて整った体裁をとっている。しかし、後漢末に高誘が注釈をものした時、すでに誤字がままあり、降って『黄氏日抄』や元刻本鄭元祐の序によって分かる通り宋元時代にはほとんど読む者がなく、元祐壬申 (1092) の記年がある鏡湖遺老の跋語には、余杭鏤本、三十篇を亡くし、しかも脱句漏字、合して三万余言^④もあつたことを記している。北宋末には、亡失部分を除いても全体の一割強にあたる部分が読むにたえない状態にあつたことが分かる。今日に伝わる多くの版本は、蔣維喬氏等の研究によれば二系統に分類し得るが、先の元刻本を除いてその多くは明中末期のものであり、善本を伝えておらず、またいずれの版本にも大きな字句の異同が見られないのが現状である。かかる経緯をもつ『呂氏春秋』には極めて誤脱が

多く、特に上農以下、任地・辨土・審時の四篇は従来より難解とされてきたものである。ただ一八世紀末には諸家に諸版本を校合せしめた畢沅校本が出て、一応の定本が成立した。その後今世紀に入って、許維遜氏『呂氏春秋集釈』(一九三五年)、蔣維喬氏等『呂氏春秋彙校』(一九三七年)が出るに及んで、多くの譌誤は訂正されてかなり解説が進み、さらにこれらを基礎とする夏緯瑛氏『呂氏春秋上農等四篇校釈』(一九五六年)が上梓され、上農篇以下四篇の解説はほぼ完成の域にまで達したと言える。しかしながら、後述するようになお検討を要する箇所もいくつかあり、上農篇の全き理解に近づくためには、まず本文を旧来の面目に可能なかぎり戻したうえで分析を加える必要があると思われる。そこで、以下に訳文と校注とを掲げて、小篇の前提としよう。

底本には畢沅『呂氏春秋新校正』を用いる。また、本文の校訂・解説には夏氏校釈を基礎とし、あわせて前掲諸書や諸家の注釈を参照するほか、我邦の江戸期の注釈を特に引用参照する。江戸時代には、荻生徂徠『読呂氏春秋』三巻を嚆矢として、管見の及ぶ限りでも二十数種にのぼる注釈書があり、質量とも彼国に劣らぬ研究がなされている。にもかかわらず我邦においてこれまで全く注目されなかつたのは奇態である。ただ、これらの多くは筆写本であり、所在不明のものがほとんどである。上農篇にかかわる部分で私が目覩し得たのは、荻生徂徠読、戸崎允明補訂『補訂読呂氏春秋』五巻(内閣文庫蔵 写本)、帆足万里著『呂氏春秋標註』二六卷(『帆足万里先生全集』下巻 帆足記念図書館 一九二五年刊)、岡本保孝著『呂氏春秋考』五冊(東京大学図書館蔵 一八三三年保四年著 写本)^⑤のみである。許氏集釈に引用する松泉圃(蒲坂青莊)『呂覽畢校補正』

をはじめ、多くの著述を参照し得ないのはまことに遺憾であるが、三氏の注釈を全て掲げてその一端を紹介し、残りはこれからの発見に期待しなく思う。とりあえず、私訳を掲げよう。

一 上農篇訳注

農を上ぶ^(一)

いにしえの聖王が人民を治めてだてとしたのは、まず農業にはげむことであつた。人民が農業にはげめば、単に農業生産物を得るだけではなく、その志気をも高めるからである。人民が農業にはげめば淳樸^(三)となり、淳樸であればその力は(戦争に)利用し易い^(三)。その力が利用し易ければ、国境は安泰に^(四)、君主の地位は万全となる。人民が農業にはげめば鈍重^(五)となり、鈍重であれば手前勝手な主張は少なくなる。手前勝手な主張が少なくなれば、公法が確立^(六)し、国力も統一される。人民が農業にはげめばその家産は複雑で多くなる^(七)。家産が複雑で多くなれば移住をはげかるようになる。移住をはげかるようになれば、現住地で一生を終えても、他所を思う気持はなくなる^(七)。人民が農業をすてて商工業に従事すれば上命に従わなくなる。上命に従わないとなれば、守備することも攻撃することもできなくなる^(一〇)。人民が農業をすてて商工業に従事すれば、その家産は単純でままとまったものとなる^(一一)。家産が単純でままとまったものとなれば、たやすく移住する。たやすく移住するとなれば、国家に患難ある場合、すべての人が遠方に思いをはせ、現住地に安住する心境でなくなる^(一二)。人民が農業をすてて商工業に従事すれば、さかしらに走りがちとなり、さかしらに走れば詐りが多くなる。詐りが多くなれば法令をたくみにもて

あそび^(一三)、是をも非とし非をも是とするようになる。

后稷は、耕織にはげむわけは、それを根本的な教化とするからである^(一四)。と述べている。それ故、天子は自ら諸侯以下を従えて上帝の籍田を耕作し、大夫・士にいたるすべての人に農作業が割りあてられるのである^(一五)。かくて農事にいそしむ時節には、農民は城邑には居させない^(一七)。人民に農業生産の大切さを教えるのである。后妃は九嬪以下を従えて北郊で養蚕に従事し、公田で桑を摘む^(一八)。かくて春夏秋冬すべてに麻桑養蚕の労働がある。婦女に紡織のつとめを奨励するのである^(一九)。それ故男子は紡織せずに衣服を着、婦人は耕作せずに食事をとる。男女が労働生産物を交換しあつて生活を維持してゆくこと^(二〇)、これが聖人の法なのである。

だから時をつつしみ日をおしんで^(二二)、(農業労働に従い)、老齢にならなければやめず、病気でなければやまず、死ぬまで放免されないのである。上田なら一頃の広さで九人を養え、下田なら一頃の広さで五人を養える^(二五)。この基準を上回るとはあつても下回るとは許されない。一人が農業経営して十人を養い、家畜はみなその経営中にふくまれる^(二六)。これが大地の生産力を活用してゆく方法なのである^(二七)。

だから農事にいそしむ時節には、土木事業を興したり、軍役をおこしてはならない。庶民は成人・婚姻・祭祀の行事でなければ^(二八)、酒宴をもうけて人をあつめてはならない^(二九)。農民は有爵者でなければ、かつてに備作をやとつて耕作させてはならない^(三〇)。これらは農時の妨げとなるからである。かくてのち田野の禁令を定める。もしその土地の人が同姓ばかりでないならば、農民は他所から妻を迎えてはならない。女は他所へ嫁いではならない^(三一)。農事を安定させるためである^(三二)。土地が開墾されて熟田にな

おろかなことだ。^(六一)

校注

(一) 上農 呂氏春秋一六〇篇の篇題はすべて篇末に記されている。ここでは便宜上前に掲げておく。また、上農篇冒頭にはそれが士容論の第三篇にあたることを示す、三曰の語があるが、今は本文から省いておく。

(二) 民農則樸 物氏曰「民能作農。則為人淳樸。」

(三) 樸則易用 『商君書』農戰篇第三云「聖人知治國之要。故令民歸心於農。歸心於農。則民樸而可正也。紛紛易使也。信可以守戰也。」又算地篇第六云「民壹則農。農則樸。樸則安居而惡出。故聖人之爲國也。民資藏於地。而偏託危於外。資於地則樸。託危於外則惑。民入則樸。出則惑。故其農勉而戰戰也。」又壹言篇第八云「治國者貴民壹。民壹則樸。樸則農。農則易勤。勤則富。」冒頭から、易用則邊境安。主位尊に至るまで、『商君書』諸篇の内容とはほぼ一致することが分かる。

(四) 易用則邊境安主位尊 舊本は、易用則邊境安に作る。今、畢沅校本が『太平御覽』卷七七によって用字を補うのに従う。また畢沅は、『亢倉子』農道篇には、邊境安の下に、安則二字があることを指摘しているが、夏緯瑛氏によって、安則二字を衍文と見ておく。

(五) 民農則重 物氏曰「重不輕其所爲也。」畢沅曰「重。亢倉子(農道篇。下並同)作童。」岡本氏曰「檀弓下篇。重汪跂。鄭注。重當爲童。保孝按。並字形相近之誤。」夏氏校釋曰「重說民之穩重意思。作童誤。」高氏亨曰「亨按重當讀爲童。童愚也。賈子道術篇、亟見窳察謂

らないうちは、麻を績いではならない。糞(三三)を入れてはならない。年老いた者でなければ菜園を作つてはならない。^(三四)労働力を商量して充分でなければ、土地を拡大して耕作してはならない。^(三五)農民は商業を行なつてはならない。農業以外の仕事をしてはならない。^(三六)これらは農時の妨げとなるからである。かくてのち四季ごとの禁令を定める。(定められた時節でなければ)山から材木を伐り出してはならない。^(三七)沢では草を焼きはらつて灰にし、幼獣・卵まで捕えてはならない。^(三八)獸網は城門からもち出してはならない。^(三九)魚網は淵に入れてはならない。沢では虞人(四〇)でなければ舟に乗つて漁をしてはならない。^(四一)これらは農時の妨げとなるからである。

もし人民が農耕に勉めなければ、その家産を破るはめとなる。^(四二)国家は統治しがたく、農工商の不均衡は頂点に達しよう。^(四三)これを根本にそむき法に反して、国家を滅亡させるという。かくて人民たるもの身長七尺となれば農工商の三官に編籍登録し、^(四四)農民は穀物を生産し、工人は器物を製作し、商賈は商品を交易するよう規定されるのである。

農時と力役徵発の時期とが調和しないのを大凶(四五)という。土木事業に徵発して農時を奪うのを、^(四六)稽(四七)という。農民にたえず憂慮させ、^(四八)かならず糞(四九)さえも収穫できなくする。水利工事に徵発して農時を奪うのを、^(五〇)籟(五一)という。収穫がないうえ、木葉のぬけ落るようにつきつぎ農民が逃亡し、^(五二)同伍の人が全くいなくなる。兵役に徵発して農時を奪うのを、^(五三)厲(五四)という。災禍が年中ひきつづき収穫があがらなくなる。^(五五)かくたびたび人民の農時を奪うと、大饑饉がおしよせるだろう。田野には未(五七)がころがり、^(五八)農民は朝な夕なにしゃべったり歌ったりで、^(五九)収穫をそこなうことが甚だ多い。^(六〇)みな末節に氣をとられて根本をわきまえないからである。まことに

之慧。反慧爲童。是童有愚義。重童古通用。禮記檀弓、與其鄰重汪跖往。鄭注、重當爲童。即其證。『諸子新箋』二六六頁 一九八〇年 齊魯書社）今、高説に従う。

(六) 少私義則公法立 許氏集釋曰「維適案。御覽引義作議。下同。」宋蜀刊本『御覽』卷七七は、少私義に作り、この篇に同じい。『商君書』修權篇第一五云「世之爲治者。多釋法而任私議。此國之所以亂也。」又云「夫廢法度而好私議。則姦臣鬻權以約祿。秩官之吏。隱下而漁民。」又畫策篇第一八云「國亂者民多私義。兵弱者民多私勇。『管子』立政篇第五云「私議自貴之説勝。則上令不行。」『韓非子』有度篇第六云「故當今之時。能去私曲。就公法者。民安而國治。能去私行。行公法者。則兵強而敵弱。」私義は私議と同意、法の對極をなすものである。なお、校注(三) 參照。

(七) 民農則其產復 帆足氏曰「產復重謂多也。」畢沅曰「御覽復作厚。亢倉子作復。下竝同。」宋蜀刊本御覽卷七七は、民農則其產復。其產復則重徙。に作り、この篇に同じい。夏緯瑛氏等從來の注釋家は、產復を家産の豐厚なることと解するが、少しく從いがたい。これは、下文、民舍本而事末。則其產約と對應する。夏氏は約を菲薄と解する。農業に従事すれば家産豐厚、商工業に従事すれば家産菲薄となると解するのであるが、『史記』卷一二九貨殖列傳に、夫用貧求富。農不如工。工不如商。刺繡文不如倚市門。此言末業。貧者之資也。とある當時の社會通念とそれは大いに齟齬する。復、約は家産の存在形態を言うのであろう。『廣雅』釋詁四に、復給増終穰疊襲成仍鄭匱重也」とあり、『漢書』卷五一賈山傳、以一至萬。則世世不相復也、

顏師古注、復重也」とあって、この復は重複の復に通ずる。『商君書』算地篇第六に、民之農勉則資重。戰戢則隣危。資重則不可負而逃。隣危則下歸於無資。とあるのと内容はほぼ同じ。耕地宅舍など家産構成が複雑で多いことを言うのであろう。今、帆足説に従う。

(八) 民農則其產復至死其處 物氏曰「其產復其初。復其初。則不赴他伎。不赴他伎。則不敢徙居而處。死於其處。又是危子之意。」物説迂遠。

(九) 無二慮 物氏曰「不敢徙佗」

(一〇) 民舍本而事末至不可以戰 『管子』治國篇第四八云「今爲末作奇巧者。一日作而五日食。農夫終歲之作。不足以自食也。然則民舍本事而事末作。舍本事而事末作。則田荒而國貧矣。……上不利農。則粟少。粟少則人貧。人貧則輕家。輕家則易去。易去則上令不能必行。上令不能必行。則禁不能必止。禁不能必止。則戰不必勝。守不必固矣。」

(一一) 其產約 『說文解字』第一三篇上云「約。纏束也。从糸勺聲」

上文、其產復と對應して、錢貨・用具など商工業者の家産構成が單純でまとまり易いことを言うのであろう。校注(七) 參照。

(一二) 有遠志無有居心 物氏曰「遠志謂務用思慮也。居心謂心守其舍也。」

(一三) 好智則多詐多詐則巧法令 畢沅曰「亢倉子有巧法令則四字。在下句首。」上文、民農則重。重則少私義。少私義則公法立。力專一。の句法から考えて、夏緯瑛氏は必ずしもこの四字が要るわけではないとする。今、夏氏に従う。この部分は、『韓非子』飾邪篇第一九、君之立法。以爲是也。今人臣多立其私智。以法爲非。以智爲是邪(舊作者是邪以智。今依陳奇猷集釋改)。過法立智。如是者禁。主之道也。禁主之道。必明於公私之分。明法制去私恩。夫令必行。禁必止。人主之公

義也。必行其私。信於朋友。不可爲賞勸。不可爲罰沮。人臣之私義也。私義行則亂。公義行則治。故公私有分。」の内容と關連する。なお、校注(六)参照。

(二四) 后稷曰所以務耕織者以爲本教也 夏緯瑛氏はこの一文を冒頭の「古先聖王之所以導其民者。先務於農」と呼応せしめて、その間の内容をしめくくる結語とみなしているが、従えない。そこに見える「耕織」は、下文の籍田・親蠶、男耕女織の前提となるものである。この一文から新しい段落に入ると見るべきであろう。

(二五) 天子親率諸侯至皆有功業 『呂氏春秋』孟春紀云「是月也。天子乃以元日祈穀于上帝。乃擇元辰。天子親載耒耜。措之參于保介之御間。率三公九卿諸侯大夫。躬耕帝籍田。天子三推。三公五推。卿諸侯大夫九推。」畢沅曰「皆有功業。亢倉子作第有功級。」『唐書』卷五九藝文志三云「王士元亢倉子二卷。天寶元年。詔號莊子爲南華真經。列子爲沖虛真經。文子爲通玄真經。亢桑子爲洞靈真經。然亢桑子求之不獲。襄陽處士王士元謂莊子作庚桑子。太史公列子作亢倉子。其實一也。取諸子文義類者。補其亡。」『亢倉子』は唐の天寶年間に王士元なる人物によって、諸子の文獻から編纂されたものである。農道篇は上農等四篇を素材として、全く自由に改作されたものであり、上農等四篇の本来の面目をたもっていることは、はなはだ疑わしい。以下異同のある場合、ここでは参考とするにとどめる。

(二六) 當時之務 物氏曰「務無不當其時」

(二七) 農不見于國 物氏曰「無顯名於國中者。此專農事也。」帆足氏曰「不入遊國都也」 『呂氏春秋』孟夏紀云「是月也。天子始絺。命野

虞。出行田原。勞農勸民。無或失時。命司徒。循行縣鄙。命農勉作。無伏于都(『禮記』月令篇。伏作休。)

(二八) 后妃率九嬪蠶於桑桑於公田 『呂氏春秋』季春紀云「后妃齋戒。親東鄉躬桑。禁婦女無觀。省婦使。勸蠶事。蠶事既登。分繭稱絲效功。以共郊廟之服。無有敢墮。」『周禮』內宰云「中春。詔后率内外命婦。始蠶于北郊。以爲祭服。」鄭注云「蠶于北郊。婦人以純陰爲尊。郊必有公桑蠶室焉。」

(二九) 麻臬 帆足氏曰「臬。麻有子者。」『齊民要術』種麻第八注云「崔寔曰。牡麻無實。好肥理。一名爲臬也。」帆足說似非。

(三〇) 以力婦教也 畢沅曰「亢倉子作勸人力婦教也。」夏氏曰「上文以教民尊地產也。此句與之對文。當從亢倉子作以勸人力婦教也。爲是。」原文のまま意味は通ずる。

(三一) 質功 物氏曰「功工通」 『孟子』滕文公章句下云「曰。子不通功易事。以羨補不足。則農有餘粟。女有餘布。子加通之。則梓匠輪輿。皆得食於子。」

(三二) 以長生 帆足氏曰「長生。長生之道也。」畢沅曰「以長生。亢倉子作資相爲業。」夏氏曰「但此文多用韻。業與衣食正爲韻。當從亢倉子作男女質功資相爲業爲是。」業・衣・食は、段玉裁『六書音均表』によれば、業(八部 Bernhard Karlgren: Gramata Serica (Stockholm 1940) 640a *ngiɨp*—カールグレン氏再構上古音、以下GSと略す。)・衣(五部 GS 550a *ɨər*)・食(一部 GS 921a *ɨiɨk*)は、通常押韻しない。夏氏自身も言うように、原文のままでも意味は通ずる。

(三三) 敬時愛日 許氏集釋曰「亢倉子。敬愛時日下有將實課功四字。」

(二四) 非死不舎 物氏曰「舎捨也」

(二五) 上田夫食九人下田夫食五人 『孟子』萬章章句下云「耕者之所獲

一夫百畝。百畝之糞(禮記王制作分)。上農夫食九人。上次食八人。中食七人。中次食六人。下食五人。庶人在官者。其祿以是爲差。」夏緯瑛氏は上田・下田を『周禮』遂人の上地・中地・下地に關連するものとみなしているが、こゝは明らかに『孟子』・『禮記』王制篇をふまえている。なお、補注參照。

(二六) 一人治之至皆在其中矣 『孟子』盡心章句上云「五畝之宅。樹牆下以桑。匹婦蠶之。則老者足以衣帛矣。五母鷄二母彘。無失其時。老者足以無失肉矣。百畝之田。匹夫耕之。八口之家。足以無飢矣。」一人で十人を養う農家經營とは、『孟子』にあるような家畜經營をも含むものである。

(二七) 此大任地之道也 『商君書』算地篇第六云「故爲國任地者。山林居什一。藪澤居什一。谿谷流水居什一。都邑蹊道居什四。此先王之正律也。故爲國分田。數小畝五百。足待一役。此地不任也。……故兵出糧給而財有餘。兵休民作而畜長足。此所謂任地待役之律也。」『周禮』大司馬に「施貢分職以任邦國」鄭注「任猶事也」又司隸に「爲百官積任器」鄭注「任猶用也」とあり、『廣雅』釋詁一に「任甬辯令保庸董役謂命使也」とある。任には、事・用・使の意味があり、『商君書』算地篇や辨土篇の「無與三盜任地」および任地篇自體の内容とあわせて考えるならば、任地とは土地の地力を利用し發現せしめることと解し得る。『漢書』食貨志上に見える李悝の「盡地力之教」と一連のものである。

(二八) 庶人不冠弁娶妻嫁女享祀 舊注「庶人不冠弁」句。許氏曰「維通

案。注非。此謂庶人非冠弁娶妻嫁女享祀。不以酒醴聚衆。與下文句法正同。」許說是也。岡本氏曰「松澤氏云。弁恐筭。言農事急。禁庶人男女。不得冠筭。注非。」松澤説は、舊注同様「庶人不冠弁」を句とする點でまちがっているが、冠弁を冠筭とする點は恐らく正しい。『禮記』曲禮篇に「男女異長。男子二十冠而字。……女子許家。笄而字。」とあり、また内則篇に「二十而冠。始學禮。……三十而有室。始理男事。……女……十有五年而笄。二十而嫁。有故。二十三年而嫁。」とある。冠筭で男女の成人禮を言うのであろう。冠筭であつてこそ、娶妻・嫁女・享禮と並び、許説に符合する。今、松澤氏に依つて弁を筭に改める。

(二九) 不酒醴聚衆 物氏曰「禁三人以上聚飲也。是兼祭祀。註專引婚婦之禮。非是。」

(三〇) 農不上聞不敢私籍於庸 物氏曰「上與上達上交之上同。農不敢聞君子之事。不敢私記其功。」帆足氏曰「不上聞。不以事上聞也。私籍於庸。以功庸。籍力於人也。」岡本氏曰「此(聞)下含則字」諸説似非。孫詒讓曰「案上聞。謂賜爵也。前下賢篇説。魏文侯東勝齊於長城。虜齊侯獻諸天子。天子賞文侯以上聞(今本譌作卿。畢依史記樊噲傳如淳注引校正)。史記樊噲傳。賜上聞爵。集解如淳云。問或作聞。索隱本作聞。引張晏云。得竟上聞。晉灼云。名通於天子也。然則此農得上聞者。亦謂名通於官也(商子來民篇云。民上無通名。下無田宅。無通名。即不上聞也。不敢私籍於庸。謂不得私養庸以代耕。)(『札迻』卷六) 今、孫説に従う。なお、『商君書』墾令篇第二に「無得取庸。則大夫家長不建繕。愛子不惰食。惰民不窳。而庸民無所於食。是必農。大夫家長不建繕。」

則農事不傷。愛子惰民不窳。則故田不荒。農事不傷。農民益農。則草必墾矣。」とあるのは、ここの内容と関連する。

(三) 苟非同姓農不出御女不外嫁 物氏曰「農男誤。姓子姓之姓。猶云同族。言苟非同族。則嫁娶於同郷。故男不敢妄出御妻。御逐也。女不敢出閭邑而嫁也。」帆足氏曰「御出事人之謂。猶待。非同姓。不相從也。一曰。御迎也。出御謂外娶於他國。」岡本氏曰「農是男字之誤」農は男子のことであるが、男字に改めなくても意味は通ずる。それ以外の解釋については、物説・帆足一説に従う。御(五部 GS 601 ng)嫁(五部 GS 32e kz)押韻。

(三) 野禁有五 帆足氏曰「岡松生曰。野禁有五一句。宜在上文野禁之下。」(岡松生は岡松蘧谷 (1819-1895) のことか。蘧谷は豊後の人。帆足萬里の門人。のち熊本藩に仕え、さらに江戸に出て昌平黌教授となる。『帆足先生文集』三卷を編纂。) 野禁有五の句が野禁第一條を述べたあとに位置するのは、確かに奇異である。本文にあるとすれば、岡松説のように「制野禁」の下にあるのが自然である。しかし、なぜ四句十六字を隔てて他ならぬこの場所に混入したのか、その理由が分らない。けれど、野禁有五の一句は高誘注の本文に混入したものであろう。すなわち、本文「女不外嫁。以安農也」の下に「異姓之女。不出閭邑而嫁也。野禁有五」とあって、野禁第一條の注の末尾に高誘がその條數を記したものが、本文ととり違えられたのであろう。中古の卷子本時代においては、注文は一字分を空格として本文に續けて一行で書かれたものもままある(武内義雄『支那學研究法』全集 第九卷 三七頁)。「呂氏春秋」も卷子本時代には、本文と高誘注とが一字の空格を隔ててとも一行

で記されていたものと思われる。そして、筆寫の際に、高誘注の「野禁有五」が本文として誤寫されたと考えられるのである。上農篇には同様の例が他にもある。上農篇末尾本文には「皆知其末。莫知其本眞。」とあり、高誘注としてその下に「不敏也」が記されている。これも、本來「皆知其末。莫知其本。眞不敏也」とあったものが、末尾三字のみ注文として誤記されたのであろう。「野禁有五」一句と上農篇末尾數句とは、「呂氏春秋」が一時期、本文・高誘注とも一行で書かれていたことを互證するものである。今、「野禁有五」一句を高誘注とみて、本文から削除する。なお、校注(六)を参照。

(三) 地未辟易不操麻不出糞 物氏曰「易蓋易誤。辟關通。收禾穀曰場。詩九月築場圃。按。九月未闢場。則不植麻。不出糞也。操麻。操麻桌爲紡績也。出糞捐糞也。蓋謂出糞於場也。俱謂不當一夫者也。」帆足氏曰「易治也」帆足説是。辨土篇に「農夫知其田之易」高誘注「易治也」とある。また『廣韻』去聲第五韻實部に「易謂芟除草木」とあり、同じく入聲第二韻昔部に「辟。亦除也」とある。辟と易とはともに墾治のことを表わす。「不操麻」について物氏は、「不植麻」操麻桌爲紡績也の二解を擧げる。操には植の義はないから、今は紡績と解するのに従う。ただ、『齊民要術』種麻第八に「麻欲得良田。不用故墟。地薄者糞之。耕不厭熟。」とあり、麻を植えるのに熟田を用いている。「土地が熟田にならないうちは、麻を植えてはならぬ」とも解しうる。操あるいは種の形譌か。一説を存して、後考に俟ちたい。

(三) 不敢爲園囿 帆足氏曰「壯者皆就田畝。老者方爲園囿也。」『鹽鐵論』未通篇第一五云「今陛下哀憐百姓。寬力役之征。二十三始賦。」

五十六而免。所以耆壯而息老艾也。丁者治其田里。老者修其塘園。儉力趣時。無饑寒之患。」高亨氏曰「按園似當作圃。形近而誤。小爾雅廣詁。爲治也。」〔諸子新箋〕二六七頁〕『周禮』大宰の九職に「一曰三農。生九穀。二曰園圃。毓草木。」鄭注「樹果蔬曰圃。園其樊也。」とある。この文は、『魏書』卷一一一食貨志「太宗永興中詔書」に「教行三農。生殖九穀。教行園圃。毓長草木」と若干形を變えて引用されている。園圃が園圃に譌するの一證である。今、高氏に依って園を圃に改める。

(三二) 不敢渠地而耕 帆足氏曰「言力不足者。不敢新穿溝渠。有所墾闢。恐力分而業不精也。」岡本氏曰「松澤氏云。渠字未得其說。蓋計力受田。不肯求盈餘也。保孝按。渠大也。力不足則不耕大地也。地爲荒蕪也。」岡本説是。『齊民要術』卷頭雜説云「凡人家營田。須量己力。寧可少好。不可多惡。」其意蓋與此同。

(三三) 農不敢行賈不敢爲異事 帆足氏曰「岡松生曰。農不敢賈。句。異事謂非民所急者。蓋賣畊稼具也。」岡松生前説是。後説似非。

(三四) 山不敢伐材下木 物氏曰「秦多山谷。蓋伐木從上流下。致之都邑。謂不以時不敢伐木也。下同意。」帆足氏曰「下木。因水而下之也。」

なお、校注(三六)所引秦律參照。

(三五) 澤人不敢灰僂 物氏曰「僂殺。以灰投池沼。則魚鼈盡死也。蓋澤可亦有如此事。註未穩。」帆足氏曰「灰僂。以灰毒魚捕之也。」岡本氏曰「不敢灰僂。未考。」岡本氏は、未考としながらも下句の縹網を上に屬して讀む。かくすれば、山不敢伐材下木。澤不敢灰僂。置罟不敢出於淵。罟罟不敢出於淵」となり、甚だ整った構文と

なる。しかし、灰僂縹網では少しく意味が通じない。僂と木とは古韻三部に屬し(GS 1069u *glik* 僂 GS 1212a *muk* 木)、押韻する。四時之禁、以下はほとんど有韻の文章であり、これも押韻すると見る方が自然である。また、雲夢睡虎地秦墓出土の秦律には「春二月。毋敢伐木山林。及雍隄水。不夏月。毋敢夜草爲灰。取生荔。麀鬱。毋□□□□毒魚鼈。置罟罔。到十月而縱之。」(田律)とあって、この部分が秦律や月令をふまえていることは確かである。そこには伐材と灰僂の事例は見えるが、縹網の事例はない。字句に亂れがあるかも知れないが、今は舊來の句法に従って、縹網二字を下に屬して讀む。灰僂とは、秦律にあるごとく草を焼きはらって灰にし、幼獸や卵までとりつくすことであろう。なお、澤人」とあるのは、夏氏校釋に従って、人字を衍文と見るべきである。

(三六) 縹網置罟不敢出於門 物氏曰「(縹網)其制不可考。縹絡也。蓋大網合罟者不出門。田獵之器不出門也。見季春紀。亦同。」『呂氏春秋』季春紀云「田獵畢弋。置罟羅網。餒獸之藥。無出九門。」今、物説に従う。

(三七) 澤非舟虞 岡本氏曰「(呂氏春秋)勿躬篇。虞姁作舟。據此文。則此官名。蓋取于虞姁乎。」

(三八) 不敢緣名 物氏曰「緣名。未詳。」帆足氏曰「緣名。似迦治。義未詳。」岡本氏曰「不敢緣。松澤氏云。與門淵叶。緣。言近澤邊也。名爲。松澤氏云。名恐各。」岡本氏所引松澤説は一考に價する。が、不敢緣で句讀を置くのは、構文上少しく無理がある。名字を各字の誤りとして下句に屬し、各爲害其時とするのであるが、上文に

は二箇所に、爲害於時、の句があり、これも、爲害其時、である方が句法一律となつて理解しやすい。門は一三部 (GS 441a *muen*)、淵は一二部 (GS 367a *iuen*)、名は一一部 (GS 826a *mǐng*)、下部を異にしているが、叶韻している可能性はある。『楚辭』「九章」哀郢・「九辨」八章では、天(一二部)名(一部)合韻し、「招魂」では、天・人(一二部)・千(一二部)・旻(一三部)・淵・暝(一二部)・身(一二部)が合韻する例がある。この門淵名も押韻するのであろう。ここは舊來の句讀によるべきである。縁名については、今は夏緯瑛氏に従い、櫛、の誤寫と見て捕漁の意に解しておく。(良は古音一二部)

(三) 墨乃家畜 物氏曰「乃及誤。墨氣色下也。云有飢色。左傳哀十三年司馬寅曰。肉食者無墨。孟子。歠粥而深墨。謂哀容也。民不力田。飢色及家畜也。」帆足氏曰「墨敗也」『楚辭』「九章」懷沙云「孔靜幽默」王注「默默無聲也。：史記默作墨。」『史記』卷八四屈原賈生列傳云「孔靜幽墨」正義「墨無聲」墨は無の意であらう。墨を敗と解する帆足説に従う。『說文解字』第一三篇下に、畜。田畜也、とあり、段玉裁は、田畜謂力田之蓄積也、と解する。家畜とは家産の意味であり、一句の意味は家産を敗ること、なくすことであらう。ただ、夏緯瑛氏は、若民不力田。墨乃家畜、を政令とみなし、墨を沒收の沒と解し、もし農民が農業に勵まないのなら、家財を沒收する、と釋し、ここまでで一段落とする。しかし、この二句は、むしろ、國家難治以下に接續すると見た方がよい。この篇は重農の立場にあるのだから、農業不振の結果として、國家難治。三疑乃極。是謂背本反則。失毀其國、がもたらされると續くのが自然であり、かくてこそ、背本反則、

も生きてくるのである。この二句から新しい段落が始まると考えるべきである。

(四) 三疑乃極 物氏曰「三疑未詳」帆足氏曰「三疑未詳。或謂三官之疑。疑怪語也。」許氏曰「維通案。疑讀爲擬。謂相比擬也。僭也(說見慎勢篇)。下注。三官。農工賈也。此云三疑。或指三官相僭而言。下文農攻粟。工攻器。賈攻貨。是謂三官不相疑也。否則三疑乃極。於是民舍本而事末。國家有患。皆有遠志(見上文)。故下文結之曰。是謂背本反則。失毀其國。」今、許説に従う。なお、治(一部 GS 976a *dieg*)・極(一部 GS 910e *g'iek*)・則(一部 GS 906a *tsak*)・國(一部 GS 929a *kwak*)押韻。

(四) 屬諸三官 『荀子』解蔽篇第二二云「農精於田。而不可以爲田師。賈精於市。而不可以爲市師(市舊作賈。今依王念孫改)。工精於器。而不可以爲器師。有人也。不能此三技。而可使治三官。曰。精於道者也。」「商君書」弱民篇第二〇云「農商官三者。國之常食官也。農闢地。商致物。官法民。三官生蝨六。曰歲。曰食。曰美。曰好。曰志。曰行。」三官は荀子と關連するものと見るべきである。屬については『史記』卷六八商君列傳に、宗室非有軍功。論不得爲屬籍。正義、屬籍謂屬公族宗正籍書也。とあり、編籍に關するものである。屬籍は漢代の用例ではすべて宗室に關するものであるが、『梁書』卷五三范述曾傳に、述曾下車。開示恩信。凡諸凶黨。繼負而出。編戶屬籍者二百餘家、とある。時代は下るが、南朝の史料に見える、屬名、等とともに屬が民戸の編籍にかかるものであることは明らかである。この點については、第四章で詳論する。

(四) 時事不共是謂大凶 夏緯瑛氏は二句を「凡民自七尺以上」以下に連続させ、事をなすには一定の時間がいり、しかも特定の時期を必要とするものである。もし時と事とが統一できなければ、かならず事は成就しない」と、作事とその時期との不一致と理解する。夏氏の解釋は一般的にすぎるきらいがある。この二句はむしろ下に連続すると見るべきである。下文に「奪之以土功」「奪之以水事」「奪之以兵事」「數奪民時」とあるように、事は具體的に土功・水事・兵事の力役を指し時は農時を指す。大凶の凶には、『墨子』七患篇第五「三穀不收。謂之凶。」や『周禮』大司樂「大禮。大凶。大裁。大臣死。凡國之大憂。令弛縣」鄭注「凶凶年也」賈疏「大凶則曲禮云。歲凶。年穀不登。是也」とあるように、不作・凶作の意味があり、農事にかかわる言葉である。「時事不共。是謂大凶」は、下文「數奪民時。大饑乃來」と正しく対応し、その間の「奪之以土功」から「不學銍艾」までの内容をあらかじめ總括したものと見るべきであろう。『韓非子』六反篇第四六「故明主之治國也。適其時事。以致財物。」は、「時事不共。是謂大凶」と同一内容を逆方向から述べたものである。「時事不共」とは農時と力役徵發の時期とが調和しないことを言う。この二句から最後の段落は始まる。共(九部 GS 1182c *king*)・凶(九部 GS 1183a *king*) 押韻。下文有韻の文章と一群をなしている。

(四) 奪之以土功 帆足氏曰「土攻也(原作土攻土功也。恐刊本誤。今改正)」「睡虎地出土秦律云「城旦舂。舂司寇。白粲操土攻。參良之。不操土攻。以律之。倉」『呂氏春秋』孟夏紀云「是月也…無起土攻。無發大衆。」

(四) 不絶憂唯 帆足氏曰「唯當作惟」岡本氏曰「不絶憂唯。松澤氏云。句。唯當作罹。」松澤説似是。

(四) 必喪其糝 物氏曰「喪其糝。雖糝糠而不輒得。」帆足氏曰「唯必喪其糝。喪其糝。糝亦無有也。」岡本氏曰「必喪其糝。糝猶失之。況於美禾乎。」岡本説是。糝(一五部 GS 5520 *kiar*)・唯(一五部 GS 5751 *diwan*)・糝(一五部 GS 5661 *piar*) 押韻。

(五) 是謂籥 岡本氏曰「是謂籥。松澤氏云。句。籥讀曰淪。蓋言漏泄失時宜也。保孝按。未必易字。籥有孔而出聲音者。借以為漏泄之義。何不可之有。」

(五) 喪以繼樂 帆足氏曰「是謂籥喪以繼樂。或云。繼當作斷。」岡本氏曰「喪以繼樂。松澤氏云。流連滯荒。繼以喪敗。」この一句難解であるが、喪は上文「必喪其糝」、下文「喪粟甚多」の喪に關連し、收穫のないこと。樂は、『爾雅』釋詁に「毗劉暴樂也」とあり、その郭璞注に「謂樹木葉斂落。蔭疏暴樂。見詩。」とあり、『經典釋文』卷二九爾雅音義上に「本又作爍。郭音洛。又力角反」とあり、邢昺疏に引く舍人注に「毗劉暴樂之意也。木枝稀疏不均為暴樂。」とある。また『詩經』大雅桑柔に「捋采其劉。瘳此下民」毛傳「劉。爆燂而希也」とあり、馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』は「爆燂者稀疏之貌」と解する。樂は爍の省文、音は落、その意味は木葉が脱落するようにまばらになってゆくことであろう。一句の意味は、上文「必喪其糝」、下句「四鄰來

虚」と呼應して、收穫がないうえ、木葉がぬけ落るようにつきつき農民が逃亡することと解し得る。かくてこそ籥を漏泄と解する岡本・松澤説に合致する。

(五三) **四鄰來虚** 物氏曰「籥喪以繼樂四鄰來虚。以上未詳。蓋喪失管籥而猶湛樂不已。籥管籥也。來虚。四隣之兵。來入於無備也。虚謂無人之地。」帆足氏曰「虚墟通。言來攻其國為墟也。」岡本氏曰「松澤

氏云。虚虚字誤。與籥叶韻。」中國における注解も三氏の域を出ない。睡虎地秦墓出土竹簡に、可(何)謂四鄰。四鄰即伍人謂毆。(法律答問)とあって、四鄰とは同伍のことである。四鄰來虚とは力役提

供の連帶責任を負うべき同伍の人々がこぞって居なくなることを言う。來字は語助。『詩經』中に多くの用例がある。籥(一部 GS 1119c *diok*)

・樂(一部 GS 1125a *giah*)・虚(五部 GS 78a *xio*)・籥樂と虚とは通常押韻しないが、『六書音均表』一「今韵古分十七表」に、第二第三

第四第五部。漢以後。多四部合用。不甚區分。要在三百篇。故較然畫一。とある。『詩經』ならぬ戰國最末期の著作である。籥樂と虚とは合韻していると見るべきであろう。

(五四) **奪之以兵事** 『呂氏春秋』仲春紀云「是月也。耕者少舍。乃修闔

扇。寢廟必備。無作大事。以妨農功」高注「大事。兵戈征伐也。」又

季夏紀云「是月也。…不可以興土功。不可以合諸侯。不可以起兵動衆。無舉大事。以搖蕩於氣。無發令而干時。以妨神農之事。水潦成昌。命神農將巡功。舉大事則有天殃。」

(五五) **是謂厲** 物氏曰「厲禍。厲惡也。犯政為惡曰厲。」帆足氏曰「是謂厲禍因胥歲。句。厲猶造也。胥待也。歲穀登也。」岡本氏曰「是謂

厲。松澤氏云。句。詩云。誰為厲階。」松澤說是。

(五六) **禍因胥歲** 物氏曰「因胥歲。胥未詳。蟹醢謂之胥。胥解也。蓋取民業懈怠之事歟。」岡本氏曰「禍因胥歲。句。胥待也。」夏氏校釋曰

「胥。皆也。胥歲。即全年的意思。」夏說是也。『爾雅』釋詁云「兪咸胥皆也」『方言』第七云「兪胥皆也。自山而東。五國之郊曰兪。東齊曰胥。」

(五七) **不舉銓艾** 帆足氏曰「不舉銓艾。無穀可收刈也。」岡本氏曰「銓艾見毛詩臣工。松澤氏云。此言過時不耕。欲待來歲。是禍敗之所由起也。」『詩經』周頌臣工云「乃錢鏹。奄觀銓艾。」毛傳「銓穫也。」

馬氏『毛詩傳箋通釋』云「奄觀銓艾。甚言其收穫之速。…良耜。穫之。控控。傳。控控穫聲也。說文。控。穫禾短鎌也。控穫禾聲。是控與銓有別。而爾雅釋訓。銓銓穫也。乃此詩皆作銓者。取借字也。艾亦父之假借。說文。父。艾艸也。或作刈。父穫父穀也。是艾艸穫穀。通謂

之父。」厲(一部 GS 340a *liad*)・歲(一部 GS 346a *siwad*)・艾(一部 GS 347c *ngad*)押韻。

(五八) **數奪至乃來** 時(一部 GS 961z *diag*)・來(一部 GS 944a *lag*)押韻。

(五九) **野有寢禾** 帆足氏曰「寢禾。委地而不用也。」

(六〇) **且則有昏** 物氏曰「宴樂至且而未終。猶有昏夜也。」帆足氏曰

「互日夜」夏氏曰「古有又通用」

(六一) **野有至甚多** 歌(一部 GS 1q *ka*)・多(一部 GS 3a *ka*)押韻。于省吾氏曰「按眞字衍文。上文屢言舍本而事末。則本下不應有眞字明矣。」(『雙劍謄呂氏春秋新證』卷二) 于說の後半は正しいが、眞字

を行文とするのは誤りである。眞字は現行本で高誘注とされている
、不敏也」とともに一句、眞不敏也をなすものである。畢沅が言う
ように本来正文であったものが、筆寫の際に、不敏也のみ注文に誤
ったのであろう。なお、校注(三三)を参照。

(補) 上田夫食九人 岡本氏曰「周禮司徒。上地家七人。可任也者家三
人。中地家六人。可任也者二家五人。下地家五人。可任也者家二人。
鄭注。一家男女七人以上。則授之以上地。所養者衆也。孟子萬章下。
上農夫食九人。上次食八人。中食七人。中次食六人。下食五人。禮記
王制。與孟子同。山田氏(昌栄)高崎藩醫也。治療一時を當壓す。聊學問
もあり、されど規模狭小也。岡本保孝『相識人物志』云。上田夫連熟而讀。
猶言上農夫。此說是也。」

校訂本文

上農

古先聖王之所以導其民者。先務於農。民農非徒為地利也。貴其志也。
民農則樸。樸則易用。易用則邊境安。主位尊。民農則重。重則少私義。
少私義則公法立。力專一。民農則其產復。其產復則重徙。重徙則死其處
而無二慮。民舍本而事末。則不令。不令則不可以守。不可以戰。民舍本
而事末。則其產約。其產約則輕遷徙。輕遷徙則國家有患。皆有遠志。無
有居心。民舍本而事末。則好智。好智則多詐。多詐則巧法令。以是為非。
以非為是。

后稷曰。所以務耕織者。以為本教也。是故天子親率諸侯。耕帝籍田。
大夫士皆有功業。是故當時之務。農不見于國。以教民尊地產也。后妃率

九嬪。蠶於郊。桑於公田。是以春秋冬夏。皆有麻枲絲繭之功。以力婦教
也。是故丈夫不織而衣。婦人不耕而食。男女貿功以長生。此聖人之制也。
故敬時愛日。非老不休。非疾不息。非死不舍。上田夫食九人。下田夫
食五人。可以益。不可以損。一人治之。十人食之。六畜皆在其中矣。此
大任地之道也。

故當時之務。不興土功。不作師徒。庶人不冠笄娶妻嫁女享祀。不酒醴
聚衆。農不上聞。不敢私籍於庸。為害於時也。然後制野禁。苟非同姓。
農不出御。女不外嫁。以安農也。地未辟易。不操麻。不出糞。齒年未長。
不敢為園圃。量力不足。不敢渠地而耕。農不敢行賈。不敢為異事。為害
於時也。然後制四時之禁。山不敢伐材下木。澤不敢灰燹。縹網罝罽不敢
出於門。罝罽不敢入於淵。澤非舟虞。不敢緣名。為害其時也。
若民不力田。墨乃家畜。國家難治。三疑乃極。是謂背本反則。失毀其
國。凡民自七尺以上。屬諸三官。農攻粟。工攻器。賈攻貨。
時事不共。是謂大凶。奪之以土功。是謂稽。不絕憂唯。必喪其糶。奪
之以水事。是謂籛。喪以繼樂。四鄰來虛。奪之以兵事。是謂厲。禍因胥
歲。不學銜艾。數奪民時。大饑乃來。野有寢禾。或談或歌。且則有昏。
喪粟甚多。皆知其末。莫知其本。眞不敏也。(印は押韻箇所)

二 上農等四篇の構成

『呂氏春秋』上農篇・任地篇・辨土篇・審時篇の四篇は、從來から密
接な関連をもつ著述であると考えられてきた。たとえば、馬国翰が馬驢
『釋史』(二四六卷)の説によって『王函山房輯佚書』に四篇を「野老

書」として収め、梁玉繩が、この四篇、疑らくは古農書ならん。いまだかならずしも呂氏が撰せしところにあらず、「呂子校補」と言うように、四篇はまとまりのある「先秦古佚農書」であるともみなされてきたのである。そこで、上農篇自体の考察に入る前に、我々は、まずこの四篇を總体的に考察し、上農篇の四篇内部における位置づけやそれにかかわるいくつかの問題を明らかにしておきたい。まず先学の諸研究を概観することから始めよう。

晩近における四篇の研究は、作畝・立苗法を中心とする農業技術に重点が置かれ、多くの分析は任地・辨土両篇に集中する傾向にある。四篇全体の位置づけは、ほぼ初期の研究に属する。それは、大島利一氏によって始められた。大島氏は「呂氏春秋」の四篇は先秦重農思想の書としては最も高く評価さるべきものであるが、農業技術の書と呼ぶには尚ほ十分でない^⑧とし、のちこの四篇は一般に農家の遺説と認められているが、それはかかる官僚的な農学家の学説であろうと思ふ。またこの四篇のうち上農・任地の二篇に后稷曰とあることは、この篇の作者が后稷を鼻祖と仰ぐものであったことを示している^⑨として、その農業思想史上の位置づけを行なった。大島氏の見解をうけ、本格的に農業技術の側面に考察の対象を拡張、かつ四篇の位置づけを新たに展開したのが西嶋定生氏である。西嶋氏は、后稷を始祖とする農学は官府の農学としての性格をもつもの^⑩として大島氏の説をうけつぎつ、一方で自説を展開する。すなわち、上農とそれ以下の任地・辨土・審時の三篇とはややその性格が相違する。上農とは「農を上ぶ^{たつと}」こと、すなわち農業を重視することであり、したがって上農篇は政治上農業の重要な理由を叙

述する。これに対して任地以下の三篇は農業技術の解説である。として、上農篇と任地篇以下三篇とを区別したのち、上農篇の重農思想こそはいうまでもなく専制支配の基礎であり対象である農民を重視するという意味にはかならず、后稷という政治的権威と結びつく点に特色があり、后稷曰ではじまる任地以下三篇も内容上これに関連する、と指摘する。そこで、天、時を下し、地、財を生ずるに、民と謀らず（任地篇）、それ稼は、これを為るものは人なり。これを生ずるものは地なり。これを養うものは天なり。（審時篇）という文章に注目し、任地篇の目的は農業における人為の理法を会得することであり、辨土篇は、地利のはたらきをのべ、農業における地力の理法を示すもの^⑪であり、審時篇は、天のはたらきを説く、ものとみなし、任地・辨土・審時の三篇の構成は農業における天・地・人の三才のはたらきに対応するものであり、そこにこの三篇のもつ体系的完結性が想定されるのである^⑫と論じる。そうして西嶋氏は、これら三篇の叙述の目的は農民に対して技術を教えようとするものというよりは、むしろ為政者に対して農学の理法を説き、上農篇に示された専制支配の基礎としての重農政策のあり方を農業生産の技術的遂行過程においてそれぞれ具体的に指摘したもの^⑬と結ぶのである。上農等四篇を一つの完結した体系的叙述とみなす西嶋氏に対し、疑問を提示したのが大島氏である。大島氏は、上農・弁土・審時の三篇はほぼ同じ性格のものであるのに対して、任地篇は別の性格をもつ^⑭ものとみなす。すなわち、任地篇は冒頭の後稷曰ではじまる十大設問に対する解答とも言うべき耕作原則を述べる点で他の三篇と全く異なり、当時存在した「后稷」のなかから大意を抜きがきしたもの^⑮であると考えるの

である。これに対し、辨土・審時二篇の冒頭には、「凡耕之道云云」、「凡農之道云云」とあって同一形態であり、同一作者の手になるもののごとくであり、しかも前の任地篇とは異なるかたちをしているが、「私としては、辨土篇が地のなすところを説くもの、審時篇が天のなすところを説くものであることに異議はないとしても、ただ人のなすところを説く篇は任地篇ではなくして上農篇であろうと思う。」と指摘するのである。

大島氏と西嶋氏との四篇の構成に関する論争はここで終り、論争の主題はそこに表われた農業技術の内容理解へと展開してゆく。ここでは農業技術の内容理解を考察の対象とはしていないので、これ以上深入りしない。大島・西嶋両氏に共通する見解は、上農等四篇が后稷を始祖とみなす官僚・官府の農学であると考え、異なるのは西嶋氏が四篇全体で体系的叙述をなすと見るのに対し、大島氏は任地篇のみ他の三篇と異なる性格をもつと考え、四篇の体系的に疑問を呈する点にある。

ところで、海外の研究者はほとんど、西嶋氏ほど周到ではないが、四篇の体系的性を認めている。韓国の閔成基氏は、大島氏の紹介によれば西嶋説に近く、『校釋』の著者夏緯瑛氏もこの立場に立つ。夏氏は、上農篇が重農思想を述べたものであり、任地篇もそれをうけて重農政策のために農業技術を明らかにしたものであるとみなす。そして、辨土・審時二篇は、任地篇で展開し得なかつた点を補充するもので、この上農等四篇はすべて后稷農書に由来するものようだ（五九頁）と述べ、戦国期の著作であろうと推測している。夏氏の見解は、上農・任地二篇をいわば本篇とし、辨土・審時二篇をその補篇とする点に特色をもっている。

以上、上農等四篇の構成を中心に諸説を概観した。これら諸説には傾

聴するに価するものが多いが、それぞれの見解にはなお一致しないところもあり、未解決の問題をいくつか残している。以下に諸説と対比しつつ、四篇の構成、作者、著作年代等について私見を展開してゆきたい。

まず、この四篇が同一人の手になるものか否かを問題にしよう。この四篇を通読して気がつくことは、上農篇の後半四分の一以下、審時篇末尾に至るまで、いくつかの例外を除いてみごとに有韻の文章をもって叙述されていることである。これは、『呂氏春秋』一三〇篇の中でも異例に属する。それは、この四篇が『呂氏春秋』中において一つの群をなしていることの証左である。しかも、四篇の中に特殊な押韻がなされている篇はない。これらのことは、この四篇がおそらく一人の手によって編著されたものであることを示している。押韻という観点から言えば、四篇の中では押韻がほぼ後半四分の一に限られる上農篇の方がむしろ特殊である。このことは、任地以下三篇の構成と対比してみても分かる。そこで、まず任地以下三篇の構成について見ることにしよう。

任地篇では、冒頭に「后稷曰。子能以窒為突乎」とあり、以下十大設問が列記されたあと、「凡耕之大方。云云」という形で農業技術が展開される。これは、大島氏が指摘した辨土篇冒頭の「凡耕之道。云云」、審時篇冒頭の「凡農之道。云云」と軌を一にするものである。構文上の形式から言えば、任地篇が他の二篇と異なるのは、ただ冒頭に十大設問が提起されている点だけである。この十大設問に対する解答が三篇のどの箇所でもなされているかを明らかにすることは、三篇の構成、内容連関を考えるうえで重要である。大島氏はこの解答が任地篇のみで行なわれているとみなし、夏氏は任地篇で主要な解答が行なわれ、他の二篇でその補完

が行なわれると見ている。果たしてそうだろうか。一読して分かるように、十大設問に対する解答が任地篇のみで与えられているわけではない。これを明白に示すのは、冒頭数句の乱れを除いて押韻最も緊密であり、著作期の原文の面目を最もよく保持していると考えられる審時篇である。審時篇は、禾・黍・稻・麻・菽・麦の六穀を対象とし、それぞれの苗茎の成長度、穂ばらみ状態、精米時のぶどまり、栄養度、美味加減等について、その穀物の生育期に合致した農作業が行なわれたか否かを基準として記述したものである。それは、明らかに十大設問の第七問から第一〇問まで、すなわち、子よく藁をして節敷からしめ、茎をして堅ならしむるか・子よく穂をして大いにして堅均ならしむるか・子よく粟をして円にして糠薄なからしむるか・子よく米をして沃多からしめ、これを食して強からしむるかに対する解答をなしているのである。勿論、これに類似する記述は任地・辨土両篇にはない。夏氏が言うように審時篇は任地篇の単なる補完ではないのであり、大島氏が説くように十大設問の解答が任地篇だけで与えられているわけではない。また、第六問、子よく子の野をして尽く冷風ならしむるか、は、辨土篇の、衡（横）行は必ず得ならしめ、縦行は必ず術ならしむ。その行を正し、その風を通ずれば、夫必や中央は帥ね冷風ならんにおいて解答が与えられ、第四問、子よく湿を保ち地に安んじて処らしむるか、第五問、子よく糞夷をして溼ることなからしむるか、は、辨土篇の、三盗（地窃・苗窃・草窃）と地を任うるなかれ、以下の三盗対策において、保沢・雑草処理・立苗法を述べることによりその解答が与えられている。第一問、子よく窟をもって突となしうるか、は文意難解であるが、なんじ過不足なき土

地利用をなしうるか、の意味であろう。とすれば、任地篇の、（耕地の）力きものは柔らかきを欲し、柔らかきものは力きを欲し、……湿りたるものは燥きたるを欲し、燥きたるものは湿りたるを欲す、は明らかにその解答である。第二・第三問に対する解答についてはなお検討を要するが、それらは任地・辨土両篇において与えられているものと思われる。かく見てくると、任地以下三篇全体は、まず十大設問とその解答部分とに大別することができ、さらに解答部分は十大設問を除く任地本篇―凡耕之大方、辨土篇―凡耕之道、審時篇―凡農之道に分けることができるであろう。任地本篇以下三篇は、任地篇冒頭の十大設問に対する解答なのであり、任地本篇では農耕における大地と天時の利用原則という観点から、辨土篇では耕地の性状の区別と、立苗・除草・保沢など土地の肥培管理という観点から、審時篇では六穀の生育適期に的確な農作業が行なわれたか否かという観点から、それぞれのまとまりをもって解答されているとみなし得るのである。任地篇以下三篇は、三篇全体にわたって押韻が見られ、しかも内容上十大設問に対する一連の解答部分をなす点においても、同一人によって少なくとも主観的には一箇の体系性を目差して叙述された著作なのである。

では、西嶋氏が言うように、任地篇は人、辨土篇は地、審時篇は天に対応する農業の理法を表わしたものと考え得るであろうか。否である。ただ、この任地篇以下三篇全体で農耕が天地人三才の働きによって完遂されると見る点では基本的に同意できる。しかし、任地篇全体が人為の理法を説くとする考えには、大島氏同様疑問を呈せざるを得ない。なによりも、任地篇という篇題そのものが西嶋氏の考えになじまない。また、

任地篇中で人為の理法を説くものとして西嶋氏が特に指摘した部分は、天、時を下し、地、財を生ずるに、民と謀らず。年あるも土を瘠り、年なきも土を瘠り、民時を失なうことなく、これをして怠らしむるなかれ^⑩である。この「天下時」以下任地篇末尾までの部分は、専ら人為を説くというよりは、むしろ天時の運行とそれに対する人為の対応如何を主題とするものであり、審時篇の内容と軌を一にするものである。また西嶋氏が言及しなかった任地篇の前半部分は、明らかに大地の利用法を主題とするものであり、辨土篇との関連を有するものである。そこでも専ら人為の理法だけが説かれているわけではない。任地本篇は、その内容から言えば任地篇なのであって、天地―自然の人間による利用法を主題とするものである。人為の理法だけが全篇にわたって述べてあると考えるのは、如何にも無理なのである。強いて人為のみを述べる箇所を指摘するならば、それは十大設問であろう。そして、任地篇の「およそ耕の大方」で始まる任地本篇の前半部「人耨るに必ず早をもつてすれば、地をして肥えしめ土をして緩らかならしむ」までと辨土篇とは大地と人間との関係、任地本篇後半部「草大月に誦え」から末尾までと審時篇とは天時と人間との関係を説くものとみなし得る。任地・辨土・審時三篇全体で天地―自然に対する人為のあり方を述べているのであって、その意味で言えば、三篇ともに人為の理法を述べないものはないのである。

以上において我々は、任地以下三篇が同一人の手によって十大設問とそれに対する解答部分とを通じて農業における天地―自然と人間との関係を記述した体系的著作であることを知った。では、これら三篇に対し上農篇は如何なる位置を占めるのであろうか。すでに述べたように、後

半四分の一とはいえ、有韻の文章をもつ点において、上農篇が同一の作者の手になるものであることは疑いない。またその内容からいっても、上農篇押韻部分の「時事不共」から「大饑乃來」までは時と事との関係を主題としており、任地本篇後半部および審時篇と関連するものである。同一人の手になることは疑いない。上農篇は、第一章の校注において明記したように、その散文部分は「商君書」・「孟子」・月令等の諸思想の複合よりなっており、その有韻部分は任地篇以下三篇の主たる素材をなした「先秦古佚農書」に基づくものと考えられる。上農篇は、文体・内容ともに多くの異なる素材をもとに再構成されたものである。しかし、それにもかかわらず上農篇は全体で一つの主題を構成している。それは、任地以下三篇が天地―自然と人間との関係を説くのに対し、その前提をなす人と人との関係を説くという点で一致した主題を構成しているのである。詳細は次章で述べるとして、一例を挙げれば前述の「時事不共」―時と事との関係がある。それは時を対象としているが、決して直接的な人と時との関係を説くものではない。それは農時における確かな農作業の遂行を前提とする国家の力役徴発のあり方を主題とするものであり、国家―農民関係がその内容をなしているのである。上農篇は農業生産の前提をなす人と人との関係、任地以下三篇は農業における天地―自然と人との関係を説くことによって、四篇全体で農業政策の理想型を叙述したものと考えられるのである。

では、四篇全体を体系化している観点は何か。四篇が体系的叙述であるならば、雑多な素材からなるとはいえ、それらを包括する思想があるはずである。それは何か。上農篇が複数の素材をもとにして編著された

ことはすでに述べたが、任地篇以下三篇も主たる素材をなした「先秦古佚農書」以外の素材を含んでみるとみられる。それほど多くはないが、押韻部分以外は他の材料によるものと考えられる。たとえば任地篇の「草大月に誦え^{おとろ}」から「五時に生を見ては生を樹え、死を見ては死を穫^かる」までは押韻せず、異なる素材に基づくようであり、審時篇末尾の「黄帝曰く、四時の正しからざるや、五穀に正すのみ、と」は押韻せず、その「正五穀」は本文に禾黍稻麻叔麦の六穀を論じるのに対応せず、道家系の聖人たる黄帝の言を引く点も異例である。こうして、上農篇のみならず任地以下三篇も有韻の「先秦古農書」を主たる素材としながら、雑多な素材をもとにある思想的観点から編著されたものであることが推測されるのである。ではその思想的観点とは何か。それは、上農等四篇の作者を推測する手掛りともなるものである。

そこで注目すべきは、任地篇の「天、時を下し、地、財を生ずるに、民と謀らず（天下時。地生財。不與民謀）」と審時篇の「それ稼は、これを為^{おさむ}るものは人なり。これを生ずるものは地なり。これを養うものは天なり（夫稼為之者人也。生之者地也。養之者天也）」という文章である。ところで、農業のみならず、一般的に言って労働は人と自然とのあいだの一過程であり、この過程において人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのであるが、農業労働こそはその典型的形態をなしている。農業技術を説く任地以下三篇において人間と自然との関係を如何にとらえようとしているかを明らかにすること、その包括的思想を知るうえで重要な役割を果たすであろう。上記二つの文章は、正しく天地―自然と人間との関係を端的に表わすものなの

である。少しくその詳細を見ることにしよう。まず「天、時を下し、地、財を生ずるに、民と謀らず」である。高誘はこの文章に対し「天、四時を降し、地、稼穡を出すは、自然の道なり」と注釈している。当を得たものと言えよう。注目すべきは、天地―自然による時間の運行と万物生育の運動とが、人間の意志と無関係に進行するものであること、換言すれば自然の運動が人間的意志に対して客観的に外在するものと断言されていることである。さらに「それ稼は、これを為^{おさむ}るものは人なり。これを生ずるものは地なり。これを養うものは天なり」である。ここでは、農業生産における人・地・天の役割が明確に区別されている。人は、穀物を生じ養う天地自然に対し、行為者として主体的に位置づけられているのである。この二つの文章は、明らかに農業生産における天地自然の客観的な運動と人為とを区別し、人間をその主体的行為者として位置づけるところに特色をもっている。この特色は他の著述と対比してみれば一層明瞭になる。たとえば、子思学派後学によって秦の統一後に著わされたと見られる『禮記』中庸篇後分の文章を挙げよう。そこには「ただ天下の至誠、すなわちよくその性を尽す。よくその性を尽せば、すなわちよく物の性を尽す。よく物の性を尽せば、すなわちもって天地の化育を賛^{たす}くべし。もって天地の化育を賛くべくんば、すなわちもって天地と参るべし。」とある。そこでは、人間はその徳性に順って誠ならんとつとめることにより、天地の化育生成作用に賛参することができると考えられているのであり、人意と天地の生成作用とが相関的親和的にとらえられている。この中庸後分に見える文章は天人相関を説く孔子や孟子に近く、天人の区別を明確に説く任地・審時両篇の文章と、ほぼ同

時期に著わされたものでありながら、あざやかな対照をなしている。また、約一世紀を隔てた『淮南子』主術訓には、食は民の本なり。民は国の本なり。国は君の本なり。この故に人君なるものは、かみ天時により、しも地財を尽し、うち人力を用う。ここをもって群生遂長し、五穀蕃殖す。と見える。『呂氏春秋』では人間一般が天地自然に対する主体であったのに対し、ここでは君主が天地人三才の上にあつてそれを運用する主体として位置づけられている。これは、明らかに武帝期における古代皇帝権の確立を背景とするものである。皇帝権がなお全面的に出てこない任地・審時両篇の文章は、『淮南子』主術訓のそれとは明らかに異なっている。では、天地と人との区別を明瞭に説く任地・審時両篇の思想的源流はいずこにあるか。それは、人為をすてて天に冥合することを主張した「莊子」の考えとも明らかに異なっている。それは、正しく「天人の分」を主張した荀子の所説と軌を一にしているのである。荀子は、その天論篇冒頭において、天行常あり、堯のために存せず、桀のために亡びず。これに應ずるに治をもつてすればすなわち吉、これに應ずるに乱をもつてすればすなわち凶なり。本に強めて用を節すれば、すなわち天も貧ならしむるあたわず、養備わりて動時なれば、すなわち天も病ましむるあたわず、道に循いて貳わざれば、すなわち天も禍いするあたわざるなり。……時を受くるや治世と同じきに、しかも殃禍は治世と異なる。もつて天を怨むべからず。その道然るなり。故に天人の分に明らかになれば、すなわち至人と謂うべしと、明らかに天の運行と人為とを峻別しているのである。またその、天にその時あり、地にその財あり、人にその治あり、それこれこれをよく參すと謂う（天有其時。地有其財。人有

其治。夫是之謂能參）（天論篇）と述べ、天・地・人の働きを区別したうえで、人為を強調することによって、天地自然と人間との自立性を失なわぬ一体化が明らかにされるのである。しかもこの文章は、審時篇の文章と明確に符合するのであつて、任地・審時両篇の文章が『荀子』天論篇を思想的背景としていることは、もはや疑いない。さらに天論篇では、天地陰陽の変異はどの時世にもまれにあるもので畏るに足りないが、人祲こそ畏るべきであるとし、櫛く耕して稼を傷い、櫛く耨りて歳を失い、政は險にして民を失い、田蕞れ稼悪く、糶貴く民飢え、道路に死人あふ、ことをその一と規定している。自然の運動におこる変異よりも、人為の不適應による災害・人間関係の不調和の方を重視する『荀子』天論篇の考え方は、まず人と人との関係を説く上農篇を劈頭に配し、その後で任地以下三篇を配して天地自然と人為とを区別しつつ農業技術のあり方を説く上農等四篇の著者の叙述構想にも共通するものがある。また、上農篇を貫く分業の思想―後述―は『荀子』富国篇等において体系的に展開されたものであり、上農篇に見える三官―農工賈の言葉も校注で述べたごとく『荀子』解蔽篇の三官に対応するものであった。かく見てくるならば、上農等四篇は、有韻の「先秦古佚農書」を主たる素材とし、それに法家系・儒家系の雑多な文献をもつて、『荀子』の思想に基づいてまとめあげられたものであることが分かるのである。

では、その著作者は誰であろうか。それは荀子の学統に連なる人に違いない。そして、『呂不韋の食客となつて』『商君書』や月令・『孟子』等の文献を素材として四篇を編著しうる人物となれば、その人はほぼ限られてくる。荀子の弟子であつた李斯は、莊襄王の死に前後して秦に入り

(BC246頃)、呂不韋の舎人となったことがある(『史記』本伝)。序意篇に言うように秦王政の八年(BC239)頃に『呂氏春秋』が完成したものとすれば、この時期は正しく『呂氏春秋』編纂期に合致するのである。恐らく李斯は一人で入奏したのではあるまい。当時の諸子の常として、同門後学とともに集団で入奏し、呂不韋の客となったのであろう。李斯をも含めてその同門後学によって、上農等四篇は編著されたのではあるまいか。

上農等四篇が李斯もしくはその同門後学によって編著されたとすれば、その著作年代は自然『呂氏春秋』全篇の成立年代と同時期であるとみなすことになる。そこで問題になるのは、『呂氏春秋』が一挙にして成立したのではないとし、八覽六三篇や上農等四篇を含む六論三六篇の成立を漢初にまで下らせる説の存在することである。それは、序論とも言うべき序意篇が当時の通例どおり『呂氏春秋』末尾になく、十二紀末尾に存在することから、原『呂氏春秋』の成立を十二紀に求め、八覽六論を後年の附加とみなすものである。確かに『呂氏春秋』中には後年の附加と見られる文章はある。しかし、八覽六論のすべてを後年の附加と見るには、なお検討の余地がいくつかあるのである。まず、序意篇が現行本のように本来から十二紀末尾にあったか否かについては、序意篇の内容に後年における綴合の形跡があることから、疑問がもたれる。一方また、十二紀・八覽・六論という現行の構成自体も本来のものか疑わしい。『史記』呂不韋伝は、八覽・六論・十二紀、二十余万言と記し、十二紀を末尾に置いている。この記事が成立当初の構成を伝えるものとするれば、序意篇が十二紀末尾にあるのは自然である。さらに、上農篇に

即して言えば、その中に、およそ民は七尺より以上、これを三官に属せしめ……とある文章に注目すべきである。これは年齢によらず、身長を基準として三官への登録を規定するものである。近出の雲夢秦律においても、社会成員の義務規定を記述する場合、年齢による規定は見えず、すべて身長一尺寸を基準としている。秦国の義務規定は身長を基準としていたのである。そうして、年齢による義務規定の始まりは、『史記』始皇本紀一六年条に、初めて男子をして年を書せしむとあるごとく、早くても始皇一六年(BC231)からだと思われる。とすれば、身長規定による文章を含む上農篇の著述を始皇一六年以降に求めることは、少しく不自然である。かかる事情を見る時、少なくとも上農等四篇の成立を、『呂氏春秋』の完成時―始皇八年(BC239)頃と同時期に置くのが自然である。

以上において我々は、上農等四篇が有韻の「先秦古農書」を主たる素材とし、それに儒家・法家系の諸文献をあわせ、荀子の思想を展開する形で李斯もしくはその同門後学によって編著されたものであること、任地以下三篇は、冒頭の十大設問に各篇の観点から解答するという形式をもって、農業生産における天地自然と人間との関係を明らかにしたものであることを見てきた。そうして上農篇は、かかる農業生産を推進するうえで、自然と人間との関係の前提をなす人と人との関係、すなわち社会的諸関係をその主題として叙述したものと考えたのであった。では、上農篇が表現しようとした社会的諸関係とは何か。章を改めて考察することにしよう。

三 上農篇の社会

上農篇を貫いて述べられている社会関係は何か。端的に言って、それは分業、とりわけ社会的分業である。上農篇の主目的は農民と農業生産とを重視し、富国強兵を達成するところにある。この目的を遂行する基礎として分業に由来する社会的諸関係が問題にされているのである。今少し上農篇の内容を見ることにしよう。

大まかに見れば、上農篇全体は前後に二分しうる。冒頭から、此大任地之道也、までが前半に属する。この前半はまた三段に分けうる。第一段は、冒頭から、以非為是、までである。その記述には明らかに『商君書』諸篇や法家系文献との関連がみとめられる。ここでは、人民が農業に精励した場合における国家支配の有利性が三点にわたって述べられる。すなわち、(一)人民の軍事動員への容易性と君主権強化、(二)国家(一般)法の浸透と国力の統一、(三)住民の地著、安定である。それは単なる農業奨励・農民保護からの言及ではない。より積極的に人民が末業―商・手工業に従事した場合に起きる否定的側面と対比しつつ述べられている。すなわち、農・工・商という労働の社会的分割―社会的分業の観点から、人民が農業に精励した場合の国家支配の安定性が明らかにされているのである。

第二段は、后稷曰、から、此聖人之制也、までである。そこに見える籍田・親蚕の礼は、『国語』周語や『禮記』月令篇等の儒家系文献に関連するものである。ここで述べられていることは、男耕女織という両性間分業の重要性である。食料・衣料という最も基本的な生活手段の生産

が、男女という自然発生的な性的差異に基づいて行なわれるべきことが、聖人の制として主張されているのである。これは、当時の理想的農家経営が両性間分業に基づく農工結合を土台とするものであったことを示している。ともあれ、第一段が社会的分業の中における農業の重要性を説くのに対し、第二段では対象のとりあげ方はより分析的になっている。すなわち、農・工・商の中から農業のみがとり出され、農家経営の中における自然発生的な両性間分業が問題にされているのである。

第三段は、故敬時愛日、から、此大任地之道也、までである。ここではさらに分析が進む。農家経営のうち農業労働のみがとり出され、その標準的経営が『孟子』や『禮記』王制篇類似の素材によって示されるのである。この農業経営は、任地篇における農具―耜・耨や背景にある『孟子』の記述を参照するならば、明らかに手労働用具に基づく小農法的農業によって遂行されるべきものであることが分かる。上農篇の背景には、かかる小農法的農業を基礎とする小農民経営の一般的存在が窺い得るのである。

以上のように、上農篇前段では社会的分業の中における農民から両性間分業に基づく農家経営へ、さらに農家経営から農業経営へと社会的諸関連の中で分析的に歩一歩対象を限定しつつ農業・農民の重要性をとらえようとしている。換言すれば、分業関係の中での農業経営のあり方が問題にされているのである。

上農篇後段は、前段でとり出された農業経営に焦点をあて、今度はそこから派生するさまざまな社会関係を総体的に考察している。考察の主要な指標は、時―農時である。農時に適切な農作業の遂行を保障すると

いう観点から、様ざまな社会的諸関係が問題にされるのである。

上農篇後段も三段に分け得る。第一段は、*「故當時之務」* から、*「澤非舟虞。不敢緣名。為害其時也。」* までである。この第一段は、さらに三つの部分に分けて、*「農時の妨げ」* となる諸事項を記述している。第一の部分では、*「力役・兵役への動員、正礼以外の酒宴、規定外の傭作関係が、適期の農作業を妨げるものとして指摘される。」* 第二の部分では、*「野禁、五条によって(一)労働力の村落内部における安定的確保、(二)耕地の入念な耕起、(三)経営内部における老年と壮年との労働配分のあり方、(四)労働力に見あった経営規模の適性化、および(五)商業をはじめとする他の労働への従事の禁止が説かれる。」* 最後の農業專業化の命題は、ここにも社会的分業の観点が貫かれていることを示す点で注目すべきものである。第三の部分では、*「四時の禁」* によって、山林藪沢の利用時と農時とを調整し、適正な農業生産を遂行すべきことが述べられる。概して上農篇後半の第一段は、農業労働をその適期に遂行するために、*「国家関係―力役・兵役―、村落関係―婚姻・酒礼・傭作関係―、社会的分業等の様ざまな社会的諸関係や経営内部の労働力配分・経営規模などの適切なあり方を説くものと言えよう。」*

第二段は、*「若民不力田」* から、*「賈攻貨」* までである。ここでは、*「人民は身長七尺になれば、農・工・賈の三官に編籍登録され、それぞれの職業に専従すべきことが明示される。それは、もし人民が農耕につとめなければ、その家産を破るはめとなる。されば国家は統治しがたく、農工商の不均衡は頂点に達しよう」とあるように、農工商の均衡のうえに成立する社会を理想としており、その施策として三官への分属を規定する*

ものである。それは、上農篇の理想とする社会が社会的分業を基準として編成されたものであり、農業生産をその要諦として位置づけるものであることを明示している。ここにおいてこそ、上農篇の主題は、その全き意味において提示されているのである。

第三段は、*「時事不共」* から末尾までである。ここでは、第一段でふれられた、*「事―力役・兵役」と、時―農時」との関係、すなわち国家と農民との関係が本格的に展開される。国家による力役徴発―土攻・水事・兵事―の時期と農時との不調和が、収穫の不調、農民の逃亡、果ては大飢饉として結果することを示すのである。こうして最後には、再び農本主義の重要性が確認され、上農篇は終了する。*

上農篇全体を通じて注目すべきは、後半の第二・第三段である。そこには、上農篇全体の集約、すなわち社会的分業に基礎を置く社会編成と力役徴発を媒介とする国家と農民との矛盾関係が明示されているからである。この二者は、互いに深く関連する。分業に基づく社会編成の要は農民であり、そしてこの農民こそ力役・兵役の主たる担い手として位置づけられているからである。前者は後に詳述しよう。ここでまず考察すべきは後者である。力役徴発を媒介とする国家と農民との矛盾―*「時事不共」* は、力役労働そのものの社会的性質に由来するものである。土攻・水事・兵事に要する労働は、質的にも空間的にも明らかに生活手段獲得のための農業労働とは異なっている。それらは、個々の農民経営から見れば、その直接的な再生産に必要な労働部分を越えるもの、すなわち剰余労働部分をなしている。しかしよく見れば、その内容は決して単なる剰余労働ではないのである。今少し、具体的に分析してみよう。力役

は「城道溝渠之役」とも呼ばれる。雲夢秦簡「為吏之道」の「害を除き利を興し、万姓を慈愛す」ではじまる文章は、さらに詳しくその内容を記している。それは「阡陌・津橋、困屋・藩垣、溝渠・水道」である。かくして上農篇に言う土攻は城壁・阡陌・道路・橋梁・倉庫等の造成維持を内容とし、水事は灌溉水利・漕運施設・治水施設の造成維持を内容としていることが分かる。そして兵事は亭障・城壁などの通信防禦施設の造成維持を含めた異民族・他国からの社会的防禦を表わしている。灌溉水利・漕運・道路・通信・城郭等の施設の造成再生産は、直接的な個別的農業経営の再生産にはかかわりをもたない。しかし、それらが維持再生産されなければ、社会的な個別的農業経営の再生産は不可能である。阡陌・倉庫の造成維持は最もよくそのことを示している。阡陌は耕地を大きく区画する田間の道路である。それ自体は、個別的農業経営の直接的労働過程に入りこまない。しかし、阡陌による耕地区画が安定的に維持されなければ、それにかかわる多くの農民経営による直接的労働過程の遂行は混乱をきたすであろう。何よりも、阡陌が維持されなければ、耕地への往来はおろか、農具・種料・収穫物の運搬にも大きく支障をきたすであろう。阡陌が維持されなければ、諸個別経営の社会的再生産は不可能なのである。また、倉庫もそれ自体は、個別的農業経営の直接的労働過程に入らない。しかし、種料・食料の備蓄のための穀物倉の造成維持がなければ、農民経営の安定的再生産は保障し得ないであろう。このことは、治水水利施設・通信防禦施設・漕運施設の造成維持についてもあてはまるのである。それらを造成維持するための労働は、諸個別経営における特殊な農業労働の遂行という観点から言えば、明らかに質

を異にする剰余労働である。しかしそれらは、個々の農業経営を遂行するに際して、不可欠の前提である一般的な生産諸条件の再生産をなす労働でもある。約言すれば、土攻・水事・兵事は、個々の農民経営の直接的再生産をこえた、その前提たる一般的生産諸条件の再生産のための社会的必要労働をなすものである。それは、個別経営の直接的再生産の観点から見れば剰余労働であるが、その社会的再生産の観点から見れば明らかに必要労働部分をなしているのである。農民経営の直接的再生産のための必要労働部分を含む農業労働と、その社会的再生産のための必要労働部分をなす力役・兵役とは、明らかに質的・空間的に異なる労働である。そして、質的・空間的に異なるにもかかわらず、二つの必要労働が同じ農民によって担われるのである。そこに「時事不共」——矛盾の第一の基礎がある。このことを社会的分業の観点から言えば、上農篇の表現する社会が相対的に未成熟の段階にあることをそれは示している。宋代においては、農業労働と質を異にするこの力役・兵役部分——社会的必要労働は、中央の禁軍や地方の廂軍などの職業軍人・兵士、あるいは募役に応募した傭人によって行なわれるようになる。このことは、農民からの力役・兵役労働の分離・独自化を表わしている。それは、農民経営の一層の專業化と力役・兵役労働——社会的必要労働を專業とする職業軍人・労働者層の成立を表わし、より高度な社会的分業の体制のもとで社会的再生産が行なわれていることを示すものである。上農篇の社会にあつては、明らかに農民が力役・兵役労働を兼ねるのであつて、社会的分業の相対的に未成熟な社会体制下における農家経営を基礎としているのである。ここに「時事不共」の第二の基礎がある。これまではメダル

の表である。さて、一般的生産諸条件の再生産のための労働―力役・兵役は、その性質上個々の農民経営をこえて社会的に遂行されるものである。したがってこの労働は、多くの農民経営から提供され編成されざるを得ない。漢代にあつては、それは更卒・正卒・戍卒という形態をとつた。この社会的に編成され結合される労働は、その本性から言つて全体を組織し統御する管理労働―社会的共同事務の遂行者を必要とし、またそれを必然的に生みだす。この社会的共同事務の遂行を委ねられた人びとは、社会的分業の新しい部門を形成する。もっぱら労役に服する大多数の農民とならんで直接的生産労働から解放された社会階層が形成され、彼らが労働の指揮・編成、国務などの社会的共同事務を遂行するのである。彼らこそ官吏・官僚層であり、その頂点に位置する皇帝なのである。一端成立すれば、社会的共同事務の遂行者―官僚・皇帝は、個々の労役提供者とは相対的に独自の意志と物的利害関係を持つようになる、その労働徴発時期・対象・編成は農民層の物的利害と必ずしも一致するとはかぎらなくなる。そこに「時事不共」の第三の基礎がある。このことは、つぎの事柄にかかわってくる。すでに述べたごとく、一般的生産諸条件再生産のための労働は社会的必要労働であるが、また農民の直接的再生産から見れば剰余労働部分を表わすものでもあつた。それ故、この労働が生産的に消費されず、巨大な陵墓・園囿・宮殿の造営などのように、官僚・皇帝によって私的あるいは奢侈的に消費される時、この社会的必要労働部分はその本源的性格を失なつて容易に剰余労働そのものに転化するであろう。こうして、官僚・皇帝は社会の名において剰余労働を収奪することになるのである。

これまで、力役・兵役の徴発は、もっぱら国家による農民の剰余労働収奪としてのみ理解されてきたように思う。それは、一面において事実である。しかし、それだけでは力役・兵役の社会的特質は全面的には把握し得ないであろう。そこには、今一つ積極的側面が存在する。それは社会の再生産のための労働という側面であり、社会が存続してゆくのに不可欠の労働―社会的必要労働を表わすものなのであつた。それ故にこそ、国家の最も基本的な成員たる農民によって、それが担われたのである。ともあれ、かくて農業労働と力役労働という二つの質を異にする必要労働の調整・編成が、社会の再生産にとって不可欠の任務として国家の主要な公的機能となるであろう。そして、「時」と「事」との調整が失敗に帰した時、それは単に農民の逃亡・飢饉の到来のみを意味しない。一方では農民労働の過剰消費―剰余労働の収奪となつて、やがては「什佰（戍卒）の中より倂起」（過秦論）した陳勝の反乱に象徴されるように、それは国家の崩壊をすらもたらすものなのであつた。国家と農民との関係を、かかる「時事不共」の論理として明示した上農篇は、秦漢期のみならず隋唐期にまでいたる諸王朝興亡の構造的把握をなすうえで、一つの重要な鍵を与えるものとしてまことに注目し得るのである。

上述のことから分かるように、上農篇を貫いて述べられている社会関係は、国家の側からする社会編成の理想形態である。そこでは、社会はまず農・工・商の社会的分業によつてなりたつてることが前提されている。この社会的分業を基礎として、国家はその成員を農・工・商に区分し、それを上から政治的に編成する。かかる政治的社会編成の目的は、農・工・商間の均衡を維持し、農民を社会的必要労働の担い手としてそ

の中核に位置づけ、社会の安定的再生産を目差すところにある。かくてこそ、戦国諸国家の最高目的たる富国強兵を達成し得るものと、上農篇は述べるのである。

上農篇は、これまで述べてきたように法家・儒家系の諸文献を素材として、荀子の思想を基軸に編著されたものである。それは、一つの理想的社会体制を画いたイデオロギーであり、当時の秦における現実の社会編成を直接に表現するものではない。とは言え、その内容には明らかに秦の現実的社会体制が反映されている。では、それは如何なる点においてであるか。

四 秦漢時代の社会編成

秦の現実的社会体制を考えるに際して注目すべきは、[〃]およそ民は七尺以上、これを三官に属せしむ。農は粟を攻め、工は器を攻め、賈は貨を攻む[〃]という上農篇の文章である。この文章はいかにも特異である。この文章を含む上農篇後半四分の一は、すでに述べたごとくほとんど押韻している。にもかかわらず、この文章のみ押韻していないのである。これは、明らかに押韻部分と異なる材料からこの文章が採録されたことを示している。前述のごとく、この文章は上農篇の主題を端的に表現するものであった。この文章の素材と内容の理解は、その背景にある秦の社会体制を把握するのに不可欠の課題である。そこで、以下にこの文章の意味するところを少しく吟味することにしよう。まず問題になるのは、[〃]七尺[〃]である。

興味深い史料がある。『周禮』地官郷大夫に、[〃]國中は七尺より、もつて六十に及ぶまで、野は六尺より、もつて六十有五に及ぶまで、皆これを征す[〃]とある。ここでは、力役徵發の開始年限を尺―身長で示している。しかも、國中からのそれは七尺であり、上農篇の記述と一致している。力役徵發の開始―社会的必要労働の編成と三官への分属―分業の社会的編成とはその時期を同じくしており、両者がかなり緊密な関係にあることをそれは示している。だが、『周禮』は成書年代に疑問の多い書であり、この文章の素材が何に由来するのにもわかに確定し難い。そこで、今少し来歴の明らか史料によって、この力役徵發と三官分属との関連を追究することにしよう。恰好の史料がある。一九七五年に湖北省雲夢睡虎地から出土した秦律の一部分を含む竹簡群である。我々はこの秦簡を素材として、まず秦における力役徵發年限が如何に規定されていたかを検討することにしよう。

一般人の力役徵發規定を明示する史料は、秦簡の中にはない。だが手掛りはある。隸臣妾等の刑徒の労役・給食規定がそれである。そこでまず、彼らに対する規定を明らかにすることから問題を解きほぐしてゆこう。「秦律十八種」中の倉律には、[〃]隸臣・城旦は高六尺五寸に盈たざるもの、隸妾・舂は高六尺二寸に盈たざるものをば、みな小となせ。高五尺二寸とならば、みなこれを作(為)せしめよ。(四九頁 五一・二簡)とあり、また、[〃]小隸臣妾は、八月をもつて傳して大隸臣妾となし、十月をもつて食を益せ。(五〇頁 五三簡)と見える。ここでは、年齢ではなく身長が基準になっており、明らかに上農篇・郷大夫の記載と一致している。これらの律文によって、隸臣は身長六尺五寸、隸妾は身長六尺二寸

に達した時、毎年八月に、小から大へ移され、食料支給等の待遇に変化のあったことが分かる。そして、小から大への移行が、傳という行為を通じてなされていることにも注目しておこう。傳については後述しよう。今はさらに進んで大隸臣妾・小隸臣妾の内容を見るべきである。「秦律十八種」工人程に、冗隸妾は二人もて工一人に當つ。更隸妾は四人もて工一人に當つ。小隸臣妾の使すべき者（小隸臣妾可使者）は五人もて工一人に當つ（七四頁 一〇九簡）とある。冗・更についてはよく分らない。大隸妾内部の存在形態による区分であろうか。ともあれ、これによって小隸臣妾には、可使の区分のあることが分かる。また倉律には、妾の未使にして公に衣食せるもの、百姓に毆らんと欲する者あればこれを毆し、衣食に就かしめよ。吏はすなわちこれを事（役）するを扱めよ（四八頁 四八簡）とある。ここに言う妾未使は、けだし小隸臣妾未使であり、工人程の小隸臣妾可使に対応するものである。これらによって、小隸臣妾には、未使と可使との区分のあることが分かった。この区分は、先掲倉律（五二簡）に、高五尺二寸とならば、みなこれを作（為）せしめよ、とある規定によれば、恐らく身長五尺二寸あたりをその基準としたものと考えられる。また倉律に、免隸臣妾・隸臣妾の垣つくるものおよび它事をなすこと垣つくと等しき者は、男子に旦に半（斗）夕に參（分一斗）、女子に參（分一斗）を食らわしめよ（五三頁 五九簡）とあり、隸臣の中に免のつく人びとのいることが分かる。同じく倉律に、隸臣は人の丁糝（齡）にある者二人をもって贖わんと欲すれば、これを許せ。その（隸臣）老いて免老に當たるもの、小にして高五尺以下なるもの、および隸妾は、丁糝にある者一人をもって贖わんと欲すれ

ば、これを許せ（五三・四頁 六一簡）と見える。ここには、免老・丁・小の区分がある。先の免隸臣妾とは、この免老に相当する隸臣妾のことであろう。その、小にして高五尺以下なる隸臣とは、先掲の、高五尺二寸とならば、みなこれを作（為）せしめよ（五二簡）とあわせて考えれば、当然未使の隸臣である。とすれば、この未使の隸臣と対応する免老とは、本来は未使同様、年老いて労役に耐えない者を指すと考えられるのである。そうして、丁とは、大に区分される人びとのうち、免老を除く労役担当適齢者を指すものであろう。以上のごとく見てくると、秦の隸臣妾には表(I)のような年齢区分規定のあったことが分かる。

この表(I)を見て、すぐに想起されるのは、漢代の編戸民の徭役年齢規定である。今、森鹿三氏の居延漢簡の研究によってそれを表わせば、表(II)のようになる。秦の隸臣妾に対する規定と漢の一般編戸に対する規定

表〔I〕

未使	小		大
	可	使	
五尺二寸以下 (五尺)	(五尺二寸)―六尺五寸	六尺五寸以上	(隸臣)
	(五尺二寸)―六尺二寸	六尺二寸以上	

表〔II〕

未使	小		大
	使		
〇―六歳	七歳―一四歳	一五歳―五六歳	免老
口銭		算銭	

とがその大枠において全く一致していることに注目すべきである。異なるのは、漢代が年齢による規定であるのに対し、秦代のそれが身長を基準にしていることだけである。このことは、「小」―未使・可使―、「大」―丁・免老―という大枠が、秦代の一般編戸にも相当することを推測せしめる。そこで、我々も今一度秦簡にたちもどって一般編戸に対する規定を探り出すことにしよう。

まず、目につくのは六尺である。「法律答問」に「甲牛を盗む。牛を盗みし時高六尺なり。轂ぐこと一歳にしてまた丈るに、高六尺七寸なり。問う、甲可れにか論せん。完城旦に當つ」（一五三頁 六簡）とあり、また、「甲謀りて乙をして人を盗殺せしめ、十錢を受分す。問う、乙は高いまだ六尺に盈たず。甲可にか論せん。磔に當つ」（一八〇頁 六七簡）とあり、さらに「甲は小にしていまだ六尺に盈たず。馬一匹あり自らこれを牧す。いま馬、人に敗をなし、人の稼を食らうこと一石なり。問う、論に當たるや當たらざるや。論しおよび稼を賞うに當たらず」（二一八頁 一五八簡）とあり、なお「女子甲は人の妻たりしが去亡せり。得えおよび自出したるに、小にしていまだ六尺に盈たず。論に當たるや當たらざるや。すでに官したれば論に當つ。いまだ官せざれば論に當てず」（二二三頁 一六六簡）とある。これらによれば、秦では身長六尺以下を「小」とし、罪を犯しても刑に問わなかったことが分かる。ただ、女子の場合、婚姻において「官」しておれば一人前として、身長六尺以下でも刑に問われた。そこで問題になるのは「官」である。「法律答問」に「可をか後子と謂うや。その男を官して爵後となせしもの、および臣邦君長が置きて後大子となせしところのものは、みな後子となす」（一八二頁 七二簡）

とある。これによれば、「官」とは申請して認可されていることを指すもののごとくである。当時においては、女子は成年に達していなくても、結婚によって半ば成人とみなされたのであり、秦では「官」という公的認証手続きをへることによって、「小」なる女子も婚姻をもって受刑対象者となったのである。

少しく横道にそれた。論を進めよう。これまでの考察によって、六尺以下のものは「小」として刑に問われないことが分かった。では、受刑対象者たるべき六尺以上のものは、果たして「大」であったのか。「封診式」の「封守」と標出する文書に「妻、某と曰う。亡れて封に會さず。子、大女子某、いまだ夫あらず。子、小男子某、高六尺五寸なり。臣某、妾小女子某」（二四九頁 九・一〇簡）と見える。ここでは、身長六尺五寸の男子を「小」と規定している。隸臣の場合、身長六尺五寸になれば「小」から「大」に移されたのに対し、一般人の場合は「小」のままに放置されているのである。これは、隸臣の場合、刑徒であるために一般人より早く「大」に傳せられ、「大」の規定に即した労役が課されたものとみなし得るのである。ともあれ、一般人の場合、六尺五寸が「小」であるとすれば、「大」に傳せられるのはいつであろうか。それは六尺七寸や六尺八寸といった半端なものではあるまい。考える最も自然な身長は、上農篇や『周禮』郷大夫に見える七尺以外にない。今、少しくそれを傍証しよう。鄭玄の『駁五經異義』によれば、前漢期の孟氏易や韓詩説には「年二十にして役に行き、三十にして兵を受け、六十にして兵を還えず」という学説の存在したことが分かる。『周禮』郷大夫では国中の行役年齢は、先述のごとく七尺になっており、身長七尺と

年二十とは対応関係にあることが分かる。唐の賈公彦や章懷太子李賢は、この韓詩説と郷大夫とを対応させて、年二十を七尺とみなしている。^④ 一体、七尺という身長は、約一六一糎に相当し、およその男子が成年期に達する標準的身長である。^⑤ 一方年齢でいえば、弱冠二十歳は『禮記』内則篇等にも見られるごとく、成年に達した時期と考えられている。秦漢期にあっては身長七尺と年二十とは、ともに行役開始年齢として觀念されたものごとくである。そうして、『漢書』卷五景帝紀二年（BC155）条には、天下の男子に令して、年二十にして始めて傳せしめよと見える。これは、身長七尺が二十歳に相当するという通念に基づいて、秦が身長七尺で傳したのを承け、景帝期においてはそれに相当する二十歳で始めて傳せしめたものと考えられるのである。以上の傍証はさておくとしても、上農篇と郷大夫とが符節を合するがごとく身長七尺に言及していることは、かなり明確な現実的根拠があつたのことに推測される。恐らくそれは、秦律の中に一般男子は身長七尺となつた時、小から大に傳すべしとする規定が存在したからに相違ない。^⑥

以上において我々は、秦代にあっては一般男子は、身長七尺に達した時、小から大に傳されたこと、また身長六尺に達した時には罪を犯した場合、刑に問われることを知つた。では、免老はどうか、「秦律雜抄」の傳律に、百姓の老に當たらざるもの・老に至りし時もつて請せざるものにして、あえて詐偽をなせる者は、貲二甲（一四三頁 三三・三三簡）とある。ここに見える老は免老であろう。秦代には、一定の時期に達した時、申請によって免老とする規定が傳律において存在したのである。その時期は常識から言つて身長を基準とするものではあるまい。

衛宏『漢舊儀』卷下には、秦制二十爵。男子に爵一級以上を賜い、罪あればもつて減じ、年五十六にして免ず。爵なきものを士伍となし、年六十にしてすなわち免老たらしめ、罪あれば、おのおのその刑を尽さしむと見える。衛宏の伝える秦制が何時頃のものか確定し得ないが、免老の時期は年齢によって規定されたことが分かる。かく見てくれば、行役の時期を身長で規定し、免役の時期を年齢で規定する『周禮』郷大夫の記述は、秦制と密接な関連を有するものであることが分かるのである。ともあれ、こうして秦代には隸臣妾のように、小―未使・可使―、大―一丁・免老―の規定が一般編戸にも適用されていたものと考えられる。否、むしろ漢簡の研究や衛宏の記述に即して言えば、一般編戸に対する規定こそ本来のものであり、それが刑徒に適用されたものとするべきなのである。史料の残存が秦簡にあっては隸臣妾に集中したため、刑徒に対する規定の方が分明であるにすぎない。以上、我々は身長七尺に達した時、男子は、小から大に傳され、年五六乃至六〇で免老とされたことを知つた。^⑦ では、一体傳とは何であろうか。それは、秦漢期の社会編成を究明するための鍵鑰をなすものである。以下、傳の検討に移ろう。

秦簡「編年記」には、今（始皇）元年。喜傳す（六頁 八簡貳）とあり、墓主と思しい喜が年一七で傳されている。^⑧ 恐らく喜はこの年身長七尺に達したのであろう。「編年記」に傳の記事をことわけて書いたことから見て、それは、出生・死亡と同等の個人の一生にとつてもかなり重要な意味をもつことと解されねばならない。かかる意味をもつ傳とは、そも如何なるものであろうか。「秦律十八種」内史雜には、佐を除する

に必ずまきに壯以上のものなるべし。士伍新傳を除するなかれ”(一〇六頁 一九〇簡)とある。これは、新たに傳せられた無爵者―士伍を佐に任用してはならぬとするものであるが、逆に新たに傳せられたものは士伍となることを意味しているものとも解し得る。士伍とは無爵者のことである。我々にとって大事なことは、士伍が単に無爵者たることではない。士伍とは、そのみならず爵を受ける可能性のあるものことである。傳せられて、小から大に移ることにより士伍となつて、受爵資格を得ることに我々は注目すべきである。受爵資格者となれば、士伍は当然兵役に従い官吏に任用し得る者ということになる。新傳の士伍は佐に任用され得ないとしても、「編年記」に(始皇)三年。卷軍。八月。喜揄史。(六頁 一〇簡貳)とあり、また、十三年。從軍。(七頁 二〇簡貳)とあつて、傳以後にはじめて喜の小吏任用・從軍記事が記されていることは、このことを明示するものである。また「法律答問」に、可をか戸および敖童を匿して傳せずと謂うや。戸を匿して繇使せず、戸賦を出さしめざるの謂なり。(三三二頁 一六五簡)と見える。これによれば傳とは明らかに国家的諸負課―徭役・戸賦の提供を示している。このことは、『漢書』卷一高帝紀上二年五月条、漢王滎陽に屯す。蕭何關中の老弱のいまだ傳せざる者を發してことごとく軍に詣らしむ^{いた}に付された顔師古注によつても傍証し得る。師古は、まず服虔の、傳の音は附なりを挙げる。さらにそれをふまえて、傳とは著なり。名籍に著し、公家に徭役を給するを言うなり。服音是なり」と注解する。また『史記』卷一一孝景本紀二年条の索隱が引用する荀悦の注には、傳とは正卒なり」とある。これと未傳の老弱まで軍役に徵發したとある前掲『漢書』

本文とについて考えれば、傳が単に徭役(更卒)を給することだけでなく、軍役(正卒)に従事することをも要請するものであつたことは明らかである。傳とは士伍となつて兵役・力役に従事することを通じて社会的必要労働に参加し、受爵資格者となり、官吏となつて社会的共同事務に参画する可能性を付与されることを意味するものであつた。総じて言えば、国家成員となつて国家的諸関係に入ることをそれは意味している。諸個人にとつてもまことにゆゆしき意味を傳は有していたのである。

さて、傳には顔師古が注解するように、名籍に著すという意味があつた。一方、『管子』小問篇第五一の、管仲對えて曰く。夷吾かつて圉人となれり。馬棧を傳すること最も難し^④について、唐人尹知章は(傳とは)これを編次するを謂う。棧とは馬をば立つるところの木なり」と注解している。傳には編次の意味があるのである。顔注とあわせて考えれば、傳とは編籍の意味に他ならないことが分かる。そこで問題になるのは、上農篇の、屬諸三官である。属には統の音があり、連続の意味がある。また著の意味を含んでいる。すでに述べたごとく『史記』商君列伝等にも、屬籍の語が見える。属は編籍にかかわる文字であり、編次を内容とする傳と類縁関係にある言葉なのである。かくして、屬諸三官とは、傳諸三官と同義で、人民を農工商に編籍登録することと解し得るであろう。身長七尺に達した時、秦代の男子は傳によつて小から大に編籍され、まず士伍として国家的諸関係に入ることを前に見た。それは、『周禮』郷大夫の記事に一致する。そして、ここではさらに、屬諸三官を、傳諸三官と見なし、秦代の男子は、身長七尺に達

した時、国家的諸関係に入るとともに、その職業によって農工商に編籍されるものと考えるのである。これは臆断ではない。如淳が残した漢律佚文は、それを明証する。そこには、年二十三にしてこれを疇官に傳せしめ、おのおのその父の疇内に従いてこれを学ばしむ。高六尺二寸に満たざるもの以下を罷癯となせ^⑤と見える。疇官の疇には儻の義があり、同類を意味する。また如淳は、家業世世にあい傳える^⑥ことを疇と解している。疇官とは三官に類するものである。漢代のある時期には、男子は二三歳に達した時傳籍され、父祖代々の職業に従って農工商の統轄官庁に登録編成され、それぞれが父の職業仲間に従ってその技能を治めるべきことが規定されていたのである。漢律の、年二十三傳之疇官。各從其父疇内學之^⑦が、上農篇の、凡民自七尺以上。屬諸三官。農攻粟。工攻器。賈攻貨^⑧と内容上全く同じ事柄を述べたものであることは、一目瞭然である。上農篇の文章は、この漢律佚文の前身たる秦律を基礎として作成されたものではあるまいか。かくてこそ、この文章が独り散文で記された事情も了解し得るのである。漢代には、農民に対する郷戸籍と工商に対する市籍のあったことが知られている。疇官に傳す^⑨とは、農工商に従事する人びとを、市籍・郷戸籍に編籍することを指すのである。秦代には市籍・郷戸籍の区別があったかどうかなお不明である。ただ、漢の晁錯は、秦代における市籍の存在を伝え、また『商君書』墾令篇や去疆篇には、商人に対する戸籍のあったことを窺わせる記述が存在する^⑩。また、漢は多く秦制をうけついでいることも周知に属する。これらのことから、秦にも漢代のような農工商の編籍区分が存在したものと考えられるのである。そうして、この編籍こそ、傳之疇官、であり

、屬諸三官^⑪なのであった。

ところで、漢代の傳は単に農工商の編籍のみを意味するものではない。前述した秦代の傳同様に、国家的諸関係への編入―社会的必要労働の編成をも意味したのである。『鹽鐵論』末通篇第一五には、今陛下百姓を哀憐し、力役の政を寛め、二十三にして始めて賦し、五十六にして免ず^⑫と見える。ここに見える賦は明らかに傳であり、その内容は力役の徵発である^⑬。また、衛宏の『漢舊儀』や如淳が引くところの『漢儀注』には、民年二十三にして正(卒)となし、一歳にして衛士となし、一歳にして材官・騎士となし、……年五十六にして老衰すれば、すなわち免じて庶民となし、田里に就かしむ^⑭とある。そこに記されているのは、二三から五六歳にいたるまでの兵役義務である。先にも引用したごとく、後漢の荀悦は、傳とは正卒なり^⑮と注解しており、漢代には傳の内容に兵役義務が含まれていたことは明らかである。かくして、漢代のある時期、少なくとも昭帝期以降においては、男子は二三歳に達した時傳籍され、一方でその職業によって社会的に区分編成されるとともに、他方で五六歳にいたるまで力役・兵役等の社会的必要労働の担い手として国家的諸関係に編入されることが分かった。それは、まごうかたなく秦制を踏襲するものであり、上農篇と『周禮』郷大夫に記された社会的分業に基づく社会編成と社会的必要労働の編成とが、秦制を背景として叙述されたものであることを明証するものである。

以上において我々は、主として睡虎地出土秦簡の内容を検討した結果、次のことどもを明らかにしてきた。すなわち、秦においては、国家成員は身体の成育度―身長によって対国家関係を規定されていた。彼らは、

まず身長七尺を境にして、小と大とに区分される。小には国家的負担を免除された、未使と何らかの負担を担わされたと思われる、可使との区分があった。また小のうち六尺に達した者は、罪を犯した場合、刑に問われた。大には、丁と五六乃至六〇歳に達し国家的諸負担を免除される、免老との区分があった。重要なのは、丁である。彼らは、身長七尺となって国家の本格的な編籍一傳をうけた者たちである。彼らは、その職業によって農工商に、すなわち社会的分業に基づいて区分編成される。と同時に士伍となって受爵資格者となり官吏となる可能性を与えられ、力役・兵役・戸賦等の国家的諸負担の担い手として国家的諸関係に編入されるのである。力役・兵役は、すでに述べたごとく本源的には社会的再生産のための社会的必要労働部分をなすものであった。それが、身体の成育度・年齢を基準として区分された一定の人間一丁によって担われているのである。このことは、小一未使・可使一、大一丁・免老一の区分が生理的な基準に基づく社会的必要労働の社会的編成形態であることを明示している。秦代にあっては、農工商の社会的分業に基礎を置く社会編成と生理的基準に基づく社会編成との二つの編成基準によって社会が区分編成され再生産されていたことが分かる。そうして、二つの社会編成の要となるのが、傳^①なのである。

表〔Ⅲ〕

小		大	
未使	可使	丁	免老
六尺未満	六尺一七尺	七尺以上三官分属	(五六一六〇歳)
受刑		力役・兵役・受爵・受刑	受刑

であった。以上のことを表示すれば表(Ⅳ)のごとくなる。

秦制を検討するにあたって、我々は漢制を参照した。そこで、漢制が秦制を如何に継承し展開したかを概観しておこう。秦制・漢制ともに社会的分業と生理的基準に基づく社会編成形態をとっていたことは、縷述べた。これは両者に共通する基礎であり、変化はその中で展開する。秦制と漢制との相違は、まず身長基準から年齢基準への変化として現われる。『史記』始皇本紀一六年条に、初めて男子をして年を書せしむ^②とあり、睡虎地秦簡「編年記」には、十六年。七月丁巳。公終^{ちちひまか}。自ら年を占す^③（七頁 二三簡貳）と見え、始皇一六年（BC231）にはじめて年齢を申告する制が定められている。恐らくこの時に身長基準から年齢基準に変わったのであろう。ただ、何歳から傳せられたかは、漢代初期に至るまで史料を欠いていて分からない。分かるのは景帝期からである。景帝二年（BC155）には二〇歳で傳籍されたことが知られており、昭帝始元六年（BC81）までには二三歳に引きあげられたことは確かである。そして、後漢に至るまでこの二三歳傳籍の制は行なわれていたらしい。今一つの変化は、小から大への移行と傳籍との関係に現われる。秦では、小から大への移行が傳籍によって行なわれたのに対し、漢では、小から大への移行は一五歳になった時に行なわれ、傳籍が二〇乃至二三歳で行なわれることとなった。つまり、小から大への移行と傳籍とが分離したのである。漢制では一五歳から五六歳にいたるまでの大に対して算賦が課されたが、それは、高祖四年（BC203）にはじまったものである。この分離は算賦の創設と関連するものらしい。一般に男子が身長七尺に達するのは、一五歳から二〇歳頃と考えられる

から、二三歳で傅籍する漢中期以降の制度は、力役・兵役負課について見れば、秦より軽減されてはいる。しかし漢代では一五歳から五六歳にいたる人びとに一人一算一二〇銭の算賦が負課されるのであり、国家的諸負課全体についてはそれほど軽重の差はなかったと思われる。注目すべき変化は、社会的分業に基づく社会編成の方にこそ現われる。『史記』卷三〇平準書には、孝恵・高后の時。天下初めて定まりしをもって、また商賈の律を弛む。しかれども市井の子孫は、また仕宦して吏となるを得ず」とあり、漢初には商工民の官吏任用を明確に否定し、武帝期にはさらにその土地所有をも否定するに至っている。また、後漢初期には、民の二業を禁ずる、詔令が出され、農工商を兼業することが明確に否定されている。それは上農篇野禁第五条の、農はあえて賈を行なわれ、あえて異事をなすなかれ、の法制化であり、それ國を理（治）むるの道。本業を擧げて末利を抑えるにあり。ここをもって先帝人（民）の二業を禁じ、商賈を錮して官して吏となるを得ざらしむ、（『後漢書』桓譚伝第一八上）とあるように、崇本抑末策をより徹底するものであった。なかでも、商賈に対する官吏任用否定は重要である。晁錯が指摘するように文・景期には商人による農民の兼併が進行し、農工商の不均衡が大きくな社会問題となっていた。この不均衡を是正するために崇本抑末策が徹底されるのであるが、商賈に対する官吏任用否定は国家段階における商人層の政治的意志決定を否定し、政権への参与を拒むものであった。かくてこそ重農政策はより理想的に貫徹され得るのである。この規定は隋唐期に至るまでひきつがれるのである。こうした点を考慮するならば、正史の記述とは裏腹に秦よりは漢の方がより厳しい社会編成に基づいて

表〔IV〕

		六歳以下	未使	小	
		七―十四歳	使		
		一五歳以上	傅	大	
		二―三―五六歳	卒		
		五七歳以上	免老		
口賦					
	算賦・受爵				
		農（郷戸籍）			
		工商（市籍）			

支配を行っていたことが分かる。漢代の社会編成を表示すれば表〔IV〕のごとくなる。

秦漢期の国家による社会編成は、いくつかの相違点はあるものの、本質的には同一のものであった。それは、身長・年齢という生理的基準と農工商という社会的分業基準との二つの基準により区分編成されたのであり、その結節点をなすのが傅籍なのであった。上農篇の三官分属記事と『周禮』郷大夫の力役編成記事とは、両相俟って秦漢期の社会編成の概念を画き出したものとしてまことに注目に価するのである。

おわりに

おわりにあたって我々は、秦漢期における社会編成形態の歴史的位置づけを試みて、多岐にわたった小論の結びとしたい。

一体、人間の生産・労働の特質の一つは、社会を形成して生産するところにあると言ってよい。これは、生物の物質代謝活動―同化と異化―が自然に対して直接かつ即目的に行なわれるのと大きく異なる点である。

人間は社会をもって自然との間の物質代謝活動を行なうのである。勿論、社会自体は人間の労働を通じて歴史的に形成されてきたものである。しかし、一端社会が形成されるや、それは物的生産の前提となり、人間の物的再生産活動と社会の再生産とは交互に前提となりあって、人間社会を進展させてゆく。そして、物質的生産の一定の形態からは、まず第一に社会の一定の編制が生じ、第二に自然にたいする人間の一定の關係が生ずる。人間の国家制度とその觀念とは、この両者によって規定されている。したがって、人間の精神的生産の仕方もまたそうである。^⑧前述した社会編成形態こそは、秦漢期における社会の自然に対する關係の物的前提をなすものに他ならない。この時期の社会編成の内容は、端的には兵役・兵役の編成と農工商の社会的に分割された労働の編成であった。前者は、自然や異種族の脅威からの社会的防禦―治水・兵役―や物的生産のための一般的生産諸条件の再生産のための労働―水利・土攻―を、総じて社会的必要労働の編成を表わすものであり、明らかに自然に対する社会全体の關係を表現している。個々の農民は、この關係を前提としてその個別的労働過程を遂行するのである。ところでこの社会的必要労働は、すでに述べたごとく社会的に行なわれざるを得ないが、そのためにはその主要な担い手を安定的に再生産するための社会自体の一定の編成を必要とする。秦漢期にあつては、それこそ他ならぬ社会的分業に基づく社会編成であり、重農政策なのであった。この社会的分業に基づく社会編成は、血縁關係を主たる編成原理とする氏族制社会のように、決して自然發生的には形成され得ないものである。秦漢期には、すでに小農民經營が形成されており、社会的再生産の中核的階級を構成している

と同時に、その内部には奴婢・傭作・小作をはじめ大家・中家・貧家といった、かなりの階層分化が見られた。^⑨また、小農民經營の形成と相俟って、個別的手工業の形成や商業の發展が見られ、それを基礎として全国的な通商圏が成立している。^⑩秦漢期の社会は、すでに分業によって諸階級に分裂し、農民階級内部には相当な階層分化が存在し、各階級階層間の物的利害關係は自然發生的には必ずしも一致するとは限らない状態にある。そこでは、社会の編成は、社会の個々の構成要素の単なる算術的總和からは決して生まれてはこない。社会の中から生じながら、しかも社会の単なる總和とは異なる第三者として、社会的共同事務の遂行者―官僚・国家が、社会の区分編成をその公的機能として行なうようにならざるを得ない。秦漢期の社会編成が一箇の政治的編成形態をとるものも、かかる事情によるものなのである。ともあれ、秦の全国統一期に前後して成立したと思われる分業論的社会編成は、氏族制社会から殷周期の社会にかけて、その基礎をなした血縁關係に基づく自然發生的な社会編成の衰退後、春秋戦国期を通じて次第に形成されてきた中国史上最初の政治的社會編成であり、それは秦漢期の国家形態を把握するうえで最も重要な内容をなすものと言えよう。そうして、その内容を理想的に言明したものが、上農篇なのであった。

ところで、我々が明らかにしてきた秦漢期の社会編成は、その經濟的土台に照応して形成された国家による政治的な社会の編成形態である。それが社会の發展段階に照応している間は、それは社会の再生産や發展に対して一定の規定的役割を果たすが、決して究極的な能動性をもつものではない。社会は能動であるが社会の編成は受動なのである。秦漢期

の生理的区分と社会的分業を基礎とする社会編成は、秦漢期の物質的生産の一定の形態から形成されてきたものであり、それ自体また生産の前提をなすとは言え、究極的には物質的生産のあり方によって規定されている。それ故、この社会的編成の前提をなした秦漢期における物的生産のあり方と社会編成の歴史的制約とを指摘しておくことは、秦漢期の社会編成の歴史的特質を理解するうえに不可欠である。ただ、当時の社会的分業の総体的なあり方については、なお自身充分な理解に達していないので、農業生産を中心にそれを概観することしよう。

まず、秦漢期の社会編成の前提をなしたのは、上農等四篇によって考えれば、手労働用農具を用いて遂行される小農法的農業に基礎を置く小農民経営である。そこには、なお畜力牽引を伴う犁耕体系を中核に置く経営は視野に入っていない。これが制約の第一である。犁耕は戦国期にはすでに出現していたが、その社会的展開は私見によれば漢代に入ってからである。犁耕体系を中核とする大農法的農業を基礎として前漢初期の大家層から発展してくるのが富豪経営であり、漢代以降、六朝隋唐期にわたって一つの有力な農民層を形成する。彼らは、単に農業経営を行なうだけでなく、所謂莊園経営^⑧を通じて、塩鉄以外の手工業生産や商業活動に従事するようになる。それは、手工業生産や商業活動が主要な城郭都市の市内に限定されていた秦漢期の分業関係に一つの新しい亀裂を作り出す。すなわち、農村において都市的要素を形成しただのである。秦代にはかかる大農法的農業に基づく富豪経営やその「莊園経営」はなお萌芽形態にあり、充分な社会的位置を占めてはいないが、新しい分業関係の萌芽をなす点で秦漢期の分業論的社会編成に対し大きな意味をも

っているのである。また、秦漢期の社会編成は、とりわけ上農篇に窺えるように農工商の編成に重点が置かれ、三者の均衡関係が主要な関心事となっている。そこには、均衡関係を調整すべき第四の社会層、上農篇に即して言えばその重農思想を實踐する社会層の社会編成内部における位置づけが欠如している。これが制約の第二である。漢代を通じて富豪経営が発展すると、土地兼併とともに農村内部における階層分化を一層深刻な事態に陥れる。一方で都市経済の衰退と農村における「莊園経営」の展開は、分業関係の変化をもたらし、秦漢期の分業論的社会編成を危機に陥れる。かかる事態に直面して、分業論的社会編成の再構築を目差したのが、富豪層をもその母体とする士の階層であった。農工商の分業論的編成は、士農工商の四民分業論として、調整者をもその内部に含む社会編成に展開してゆくのである。第三の制約は、秦漢期の社会編成が農民を社会的必要労働の主たる担い手として位置づけ、農業労働と社会的必要労働との未分化な状態をその基礎に置いていることである。このことについては第三章において詳述した。この社会的必要労働と農業労働との分離は、六朝隋唐期を通じて、兵戸制や顧役制の導入によって試行錯誤的に行なわれるが、最終的に分離されるのは唐中期以降の分業論的編成の終焉と同時期である。

要するに、秦漢期の分業論的社会編成は、第一にその中核をなす農民層として小農法的農業に基づく小経営を想定し、富豪経営を視野に含むものではないこと、第二に農工商間の調整を行なう社会層をその編成内部にもたないこと、第三に社会的必要労働と農業労働との未分化状態をその編成の基礎とする点で、歴史的制約をもつ社会編成であった。そし

て、この制約をのりこえてゆく過程で最後に到達したのが、はじめに述べた隋唐期の分業論的社會編成なのであった。

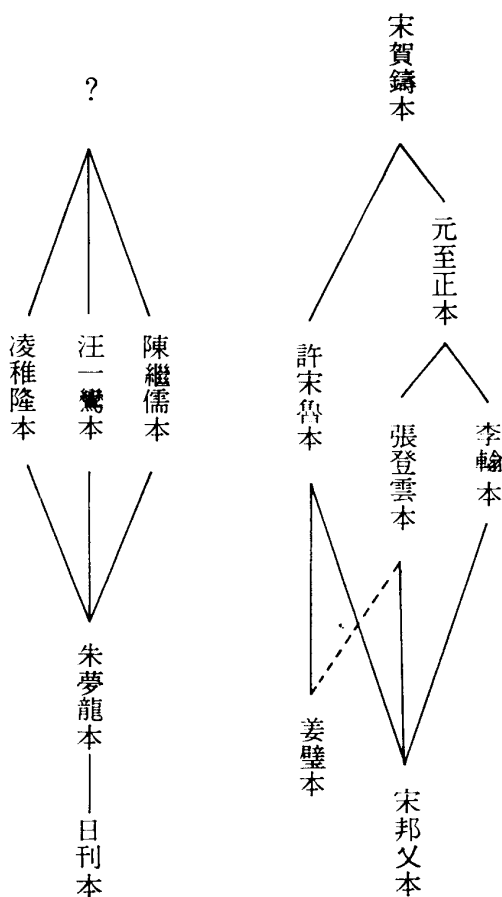
ともあれ、上農篇の前提にある秦の社會編成は、前述のごとく生理的区分と社会的分業とを基礎とするものであった。上農篇はかかる秦の社會編成の中核をなす農民と農業生産とを重視するという観点から、この体制の再生産を推進せんとして創出された一箇の精神的生産—イデオロギーであり、当時の現実的体制を反映すると同時に隋唐期にいたるまでかかる体制の維持再生産にも大きく作用した。それは、秦漢隋唐期を通じて喧傳された重農思想—崇本抑末、四民分業論の最も基本的な形態—概念をなしていたからに他ならない。

註

- ① 「清—あるいは二七世紀中国における—イデオロギー形態と国家」(『京都府立大学学術報告』人文第三一号 一九七九年)、「近代中国における專制国家形態についての覚書」(『新しい歴史学のために』第一五八号 一九八〇年)
- ② 仁井田陞氏によって開元七年令条文に比定された『唐六典』卷三戸部郎中員外郎条のつぎの文章は、この事情を明快に示している。すなわち、
 辨天下之四人。使各專其業。凡習學文武者爲士。肆力耕桑者爲農。工作貿易者爲工。屠沽興販者爲商。(工商皆爲家。專其業以求利者。其織組組之類非也。)工商之家。不得預於士。食祿之人。不得奪下人之利。
 とある。なお、仁井田『唐令拾遺』(一九三三年)二四四—四五頁参照。
- ③ 『史記』卷八五呂不韋列伝は、『呂氏春秋』の著作記事を始皇即位と始皇七年の間に挿入している。なお、第二章参照。
- ④ たとえば、任地篇の「子能以室爲突乎。子能藏其惡而揖之以陰乎」の突・陰は前後の文脈から考えて当然押韻すべき字であるが、突・陰は通常押韻し

ない。恐らくどちらかが誤写されたものと考えられるが、高誘は突・陰について注解をほどこしている。同じく「子能使吾士靖而𡇗浴士乎」について、高誘は「士當作土」と注解している。同じく「人肥必以澤」の肥字は、下文「人壽必以早」に対応して、明らかに相等の誤写であるが、高誘は肥字について注解をほどこしている。これらは、高誘注以前に誤写の生じた例である。

⑤ 蔣維喬・楊寛・沈延國・趙善詒『呂氏春秋彙校』(中華書局 一九三七年)版本書録(二二頁)には、つぎのような版本の系統整理がなされている。



- ⑥ 主なものを関儀一郎・関義直氏共編『近世漢学者著述目録大成』(東洋図書刊行会 一九四一年)等によって以下に列挙する。
 荻生徂徠『讀呂氏春秋』三卷(内閣文庫、京都大学図書館蔵 写本四冊 ただし完本ではなく両者とも上農篇を含む第五冊目が欠本になっている)。
 片山兼山『呂氏一適』、『讀呂子抹』、『呂子考』(京都大学図書館蔵 写本十二紀のみ) 片山兼山・萩原大麓『呂子考』(国会図書館蔵 写本十二紀忠廉篇まで) 重野櫟軒『呂子筌』 太田全齋『呂氏春秋折諸』一〇卷 太田晴軒『呂氏春秋考』三卷 永井星渚『呂氏春秋考』三卷 小田穀山『標注訓點呂子』 香川南濱『呂覽通解』 武田繹『呂覽抄解』 伴東山『呂覽

解』西島蘭溪『讀呂氏春秋考』一卷 菊地大瓠『呂覽觸』鈴木文台『呂氏春秋考』一卷 蒲坂青莊『呂覽畢校補正』

- ⑦ 徂徠(1666-1727)については説明の要はないであろう。帆足万里(1778-1852)字鵬卿、西嶮と号す。豊後の人。中井竹山に学ぶ。日ノ出藩に仕え家老に進む。著書に『東潜夫論』三卷、『窮理通』八卷、『入學新論』四卷等があり、著作の大半は『帆足万里先生全集』上下巻に収める。岡本保孝(1797-1878)、本姓若林氏、通称縫殿助、後勸右門、況齋と号す。江戸の人。狩谷掖齋を師とし、また友とす。その学問は和漢に通じ、仏典にまで及んでいる。その一端は、国会図書館所蔵の『況齋叢書』八〇冊によって窺える。また榎一雄氏に『岡本保孝のこと』東洋文庫所蔵の特殊本(その四)(上・下)、『東洋文庫書報』第八・第九号 一九七七、七八年)があり、その詳細を知ることができる。『呂氏春秋考』五冊(東京大学所蔵南葵文庫本 写本には毎冊第一葉に「島田氏雙桂樓收藏」「算邸島田氏家藏圖書」の印があり、島田重禮の旧蔵書である。保孝自筆稿本ではなく、別人による転写本である。注釈は概ね諸家の引用であるが、その大半は片山兼山、松沢氏の説であり、また荻生徂徠、冢田虎、狩谷掖齋、渋江抽齋、山田昌栄等の説を引く。注釈の半ばを占める松沢氏とは、松沢金三郎(蒲坂圓)であろう。字は行方、伊豫西條藩士、青莊と号す。著書に『増讀韓非子』(内閣文庫蔵四冊 享和二年刊)『韓非子纂聞』(崇文叢書第二輯所収)『墨子呂覽畢校補正』等がある。岡本保孝の『相識人物志』(『日本藝林叢書』卷五所収)に、固陋千萬なれども、一面の將たるべし、其學力を知る人少し、をしむべし、(後略)とあって、掖齋には及ばないが相当な評価が与えられている。天保五(1834)年七月歿、歳六十。なお、『呂氏春秋考』は、『況齋著述年譜』(『況齋叢書』第六五冊)によって、天保四(1833)年の著述にかかると分かる。
- ⑧ 岡本保孝『呂氏春秋考』に引く松沢説は、恐らく『呂覽畢校補正』であろう。

- ⑨ 「汎勝之書について」(『東方学報』京都 一五の三 一九四六年)
- ⑩ 「神農と農家者流」(『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』一九五〇年)
- ⑪ 「代田法の新解釈」(野村博士還暦記念論文集『封建制と資本制』一九五

六年)および「秦漢時代の農学」(『古代史講座』八 一九六三年 のち前者とともに『中国経済史研究』一九六六年に収録) 紹介は主として後者による。

- ⑫ 「呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(『史林』第四九卷第一号 一九六六年)
- ⑬ 「三たび呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(『史林』第五三卷第五号 一九七〇年)
- ⑭ さしあたっては、江有誥「先秦韻讀」(『江氏音學十書』所収) 参照。ただいくつか不十分なところがある。まず、上農篇は全篇にわたって押韻の指摘がない。指摘のある任地・辨土・審時三篇にも、なおまま押韻の認められる箇所がある。気づいたものを以下に挙げる。任地篇、耨柄尺。此其度也。其耨六寸。所以間稼也。(度稼五部)。辨土篇、上田則被其處。下田則盡其汗。(處汗五部)。望之似有餘。就之則虛。(餘虛五部)。農夫知其田之易也。不知其稼之疏而不適也。(易適一六部)。知其田之際。(際當作除)也。不知其稼居地之虛也。不除則蕪。除之則虛。(除虛蕪虛五部)。其施土也均。均者其生也必堅。(均堅一二部)。正其行。通其風。夫心中央。帥爲冷風。(行央十部)。薄土則蕃輻而不發。墟埴冥色。免耕殺匿。使農事得。(色匿得一部)。審時篇、人稼之容足。耨之容耨。據之容手。此之謂耕道。(足耨手道三部)。量粟相若而春之。得時者多米。量米相若而食之。得時者忍饑。(米饑一五部)。
- ⑮ 大島氏はのちに「ふたたび呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(『史林』第五一卷第五号 一九六八年)において、任地篇に十大設問のあと、凡耕之大方、云々とあることを指摘し、この、ことも無視できないと思う。それは弁土篇の「凡耕之道、云々」というのとまったく同じ意味だからである。任地篇が弁土篇・審時篇と作者を異にする一証であろう」と述べている。むしろ逆に、任地篇―凡耕之大方、辨土篇―凡耕之道、審時篇―凡農之道、は三篇ともに形式上の同等性をもって叙述されたものと考えるべき証左ではないだろうか。
- ⑯ 充分な検討はこれからの課題であるが、任地篇は第一・第二問の解答と解説、辨土篇は第三―第六問の解答と解説、審時篇は第七―第一〇問の解答と解説であると考えられる。

①⑦ 原文は「無失民時。無使之治」となっているが、高亨氏『諸子新箋』に劉師培曰。治爲怠字之誤。享按治借爲怠。二字古通用。易雜卦傳。而豫怠也。釋文。怠京作治。卽其證。とあるのに従い、治を怠に改めて訓読した。①⑧ 原文は「草諱大月」となっているが、夏氏校釋に従い、諱に改めた(四六頁)。

①⑨ 武内義雄氏『易と中庸の研究』(『全集』第三卷所収 一九七九年)、とくに第五章「子思学派思想の展開」参照。

②⑩ 『淮南子』秦族訓にも同様の記事がある。

昔者五帝三王之蒞政施教。必用參五。何謂參五。仰取象於天。俯取度於地。中取法於人。乃立明堂之朝。行明堂之令。以調陰陽之氣。以和四時之節。以辟疾疹之裔。俯視地理。以制度量。察陵陸水澤肥墪高下之宜。立事生財。以除飢寒之患。中考乎人德。以制禮樂。行仁義之道。以治人倫。而除暴亂之禍。

②⑪ 澤田多喜男氏「中国古代における人為と自然」(『東海大学紀要』文学部二〇輯 一九七三年)および内山俊彦氏「荀子の思想における自然認識と政治意識(一)」(『山口大学文学会誌』第二一巻一、二号 一九六九、七〇年)参照。

②⑫ 『荀子』の引用に際しては、王先謙『荀子集解』に引く諸説を参照し、文字を改めたところがある。以下同じ。

②⑬ 荀子の「天人の分」については、前掲注②⑩内山論文、金谷治氏「荀子の「天人の分」について―その自然観の特質―」(『集刊東洋学』第二四号 一九七〇年)および板野長八氏「荀子の「天人の分」とその後」(『広島大学文学部紀要』第二八巻第一号 一九六八年)参照。

②⑭ 荀子の分業論については、内山俊彦氏『荀子―古代思想家の肖像―』(評論社 一九七六年)第二章4「欲望・生産・政治―経済思想」、胡寄窗氏『中國經濟思想史』上(一九七八年重印)第一章三「生産概念」および郭沫若氏『中國古代の思想家たち』下(岩波書店 一九五三年)六「荀子の批判」参照。なお、荀子の分業論については別稿を用意している。

②⑮ 渡辺卓氏『古代中國思想の研究』(創文社 一九七三年)第二部第二章「戦

国時代における「客」の生態」参照。

②⑯ 内藤湖南氏「尚書稽疑」(『全集』第七巻「研幾小録」所収 一九七〇年)。大島氏は、内藤説により上農等四篇が漢初の作である可能性を指摘している。前掲注②⑩大島論文参照。

②⑰ 『呂氏春秋集釋』附攷所載松泉四「畢校呂氏春秋補正序」参照。第四章参照。

②⑱ 男耕女績については、なお上田早苗氏「漢代の家族とその労働―夫耕婦績について―」(『史林』第六二巻第三号 一九七九年)参照。

③⑰ 拙稿「古代中国における小農民経営の形成」(『歴史評論』三四四号 一九七八年)参照。

③⑱ 『周禮』地官載師賈公彦疏所引鄭玄「駁五經異義」に、
玄之聞也。周禮制税法。輕近而重遠者。爲民城道溝渠之役。近者勞。遠者逸故也。

③⑲ 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 一九七八年)二八五―六頁(爲吏之道) 函版貳五〇・五一、參一―四六簡)に、
除害興利。茲愛萬姓。……除陞甬道。命書時會。事不且須。貴責在外。千佰津橋。困屋藩垣。溝渠水道。(後略)

とある。ここに述べられているものは、官吏のなすべき具体的職務内容の列挙であり、阡陌以下は「城道溝渠之役」に正しく対応する力役労働の具体的内容である。

③⑳ 『睡虎地秦墓竹簡』秦律雜抄(二四八頁 函版四〇―四二簡)に、
成者城及補城。令姑堵一歲。所城有壞者。縣司空署君子將者。實各一甲。縣司空佐主將者。實一盾。(後略)

とあり、成卒が城壁築造・補修に従事していることが分かる。他の労役にについては、漢代の例であるが、米田賢次郎氏「秦漢帝国の軍事組織」(『古代史講座』五一 一九六二年)参照。

④⑰ 『睡虎地秦墓竹簡』法律答問(一七八頁 函版六四簡)に、
盜徒封。贖耐。可如爲封。卽田千佰頃半封殿。(後略)

とあり、また『漢書』食貨志上顔師古注に、

仟佰。田間之道也。南北曰仟。東西曰佰。

とある。なお、阡陌の解釈として現在のところ、楠山修作氏『中國古代史論集』第四章「阡陌の研究」(一九七六年)は最も説得力がある。

③⑤ 睡虎地出土秦律に見える倉律をとりあげ、その管理運営形態を明らかにしたものと、太田幸男氏「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって・その一 その二」(『東京学芸大学紀要』第三部門社会科学第三一、三二集 一九八〇年)がある。ただ、倉律の歴史的な位置づけについては少しく見解を異にする部分がある。

③⑥ 曾我部静雄氏「宋代軍隊の入墨について」(『東洋学報』第二四卷第三号 一九三七年)参照。ただ、唐代以前に徭役労働として行なわれていた社会的必要労働部分が、宋代以降においては具体的に如何なる形態で行なわれたのか、これまでの研究によって必ずしも充分に明らかにされているわけではない。

③⑦ 『宋史』卷一九四兵志八廩給之制に、
爲農者出租稅以養兵。爲兵者事征守以衛民。其勢然也。

とあり、租税を媒介とする分業体制が端的に示されている。

③⑧ 上農篇の要の位置を占める、凡民自七尺以上。屬諸三官。農攻粟。工攻器。賈攻貨。の文章が荀子と関連することは、最もよくこのことを示している。第一章校注(四)参照。

③⑨ 参照頁数は『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 一九七八年)、参照簡番号は『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 一九七六年)図版による。なお()内の文字は筆者が適宜補ったものである。以下同じ。

④① 『睡虎地秦墓竹簡』(一九七八年)は、更練妾を、部分的な時間について官府に服役する隷妾とし(五一頁)、冗隷妾を、分散して種々の仕事をなす隷妾であろう。(七四頁)と解釈している。

④② 森「居延出土の卒家屬廩名籍について」(『東洋学研究—居延漢簡篇』一九七五年)参照。なお、衛宏『漢舊儀』に、

算民。年七歲以至十四歲。出口錢人二十三。二十錢以食天子。其三錢者。武帝加口錢以補車騎馬。又令民男女年十五以上。至五十六。出賦錢。人百

二十爲一算。以給車馬。

④③ 第一章校注(二八)所引『禮記』曲禮篇参照。

④④ 『禮記』王制篇、五十不從力政。六十不與服戎。孔疏に、
按異義。禮戴說王制云。五十不從力政。六十不與服戎。易孟氏・韓詩說。年二十行役。三十受兵。六十還兵。古周禮說。國中自七尺以及六十。野自六尺以及六十有五。皆征之。許慎謹按云。五經說皆不同。是無明文所據。漢承百王。而制二十三而役。五十六而免。六十五已老。而周復征之。非用民意。(後略)

④⑤ 『周禮』地官鄉大夫案賈疏に、
七尺謂年二十。知者案韓詩外傳。二十行役。與此國中七尺同。則知七尺謂年二十。

とあり、『後漢書』列伝第三七班超伝、妾竊聞。古者十五受兵。六十還之。条注に、

周禮鄉大夫職曰。國中七尺以及六十。野自六尺以及六十有五。皆征之。征謂賦稅從征役也。韓詩外傳曰。二十行役。六十免役。與周禮國中同。即知二十與周禮七尺同。……七尺謂二十。六尺即十五也。此言十五受兵。謂據野外爲言。六十還之。據國中爲說也。

④⑥ 『論衡』齊世第五六に、
人生六七尺。大三四圍。面有五色。壽至於百。萬世不異。
とある。なお、居延漢簡の諸所に見える兵士の身長も七尺台である。

④⑦ 『睡虎地秦墓竹簡』「秦律雜抄」に、
匿敖童。及占瘠不審。典・老贖耐。・百姓不當老。至老時不用請。敢爲詐僞者。贖二甲。典・老弗告。贖各一甲。伍人。戸一盾。皆署之。・傳律とある(一四三頁 三二・三三簡)。秦律中には傳律の存在したことが分かる。一般男子の傳に関する規定があるとするれば、この傳律に含まれていたであろう。

④⑧ 秦代の傳籍年齢についての説は、これまでのところ管見の限りでは二説あるだけである。第一は、高敏氏『雲夢秦簡初探』(河南人民出版社 一九七九年)「關於秦時服役者年齡問題的探討」であり、滿年齢一五歳を始役年齡

とする。秦律では、尺寸―身長が基準になっていることは明瞭であるから、論證過程を問題にする前にすでに誤りに陥っている。第二は、高恒氏「秦律中的徭、戍問題―讀雲夢秦簡札記―」（『考古』一九八〇年六期）であり、身長六尺五寸もしくは年輪一七歳頃とするものである。身長六尺五寸を「法律答問」では明らかに「小」と記しているのだからこの説も誤りである。高恒氏の論証には有益なものが多いが、年齢を基準とする漢制に引きずられており、また、『周禮』を周の制度と一義的に見なす点など多少論証に不安なところがある。なお、末尾の補注を参照。

④⑧ 『睡虎地秦墓竹簡』「編年記」の昭王四五年（BC 262）条に、十二月甲午鶏鳴時。喜産。（五頁 四五簡）とある。始皇元年（BC 246）にいたるまでかぞえて一七歳である。

④⑨ 『說文解字』第八篇下に、屬。連也。从尾蜀聲。とあり、『廣雅』卷二釋詁に、接、然、未（末）、連、似、粟、屬、結、續也。とあり、『尚書』呂刑「屬于五極」の孔疏に、屬謂屬著也。と見える。

⑤⑩ 第一章校注（四四）参照。

⑤⑪ 『漢書』卷一高帝紀上二年条、五月。漢王屯滎陽。蕭何發關中老弱未傅者悉詣軍。の顔注に、

如淳曰。律。年二十三傳之疇官。各從其父疇（『史記』卷七項羽本紀集解所引如淳注。疇下有内字）學之。高不滿六尺二寸以下爲罷癯。

とある。罷癯の規定が見えるところは、前掲注⑤の傳律に類し、その六尺二寸以下の規定は小隸妾に関するものと同一である点、興味深いものがある。この律は恐らく秦の傳律の系統を引くものであろう。

⑤⑫ 『荀子』勸學篇第一「草木疇生」の楊倞注に、疇與儔同。類也。とある。

⑤⑬ 『史記』卷二六曆書「疇人子弟分散」の集解に、如淳曰。家業世世相傳爲疇。律。年二十三傳之疇官。各從其父學。とあり、索隱に、韋昭云。疇。類也。孟康云。同類之人明曆者也。と見える。

⑤⑭ 『周禮』天官宮伯の、宮伯掌王宮之士庶子凡在版者。の鄭司農注に、版。名籍也。以版爲之。今時鄉戶籍。謂之戶版。とある。春官大胥にも同様の注解がある。市籍については多くの例がある。一例を挙げよう。『史記』卷三

○平準書に、賈人有市籍者。及其家屬。皆無得籍名田。以便農。敢犯令。沒入田償。と見える。市籍・郷戶籍の位置づけおよび関連諸学説については、前掲注①拙稿参照。

⑤⑮ 『漢書』卷四九爰盎晁錯伝に、秦之戍卒不能其水土。戍者死於邊。輸者償於道。秦民見行。如往棄市。因以譴發之。名曰譴戍。先發吏有譴及贅墮賈人。後以嘗有市籍者。又後以大父母父母嘗有市籍者。後入閭取其左。

⑤⑯ 『商君書』墾令篇第二に、以商之口數使商。令之厮輿徒重（當作童）者必當名。則農逸而商勞。農逸則良田不荒。

とあり、その去彊篇第四に、疆國知十三數。竟内倉・府（舊作口。據高氏新箋改爲府）之數。壯男・壯女之數。老・弱之數。官士之數。以言說取食者之數。利民之數。馬・牛・芻・藁之數。欲疆國。不知國十三數。地雖利。民雖衆。國愈弱。至削。とある。そこに見える、利民之數、とは商工従事者の名數（戶籍）であろう。

⑤⑰ 『論衡』謝短篇第三六に、古人井田。民爲公家耕。今量租芻何意。一業使民。居更一月何據。年二十三儒（當作傳）。十五賦。七歲頭錢二十三何緣。

とある。二十三始賦は、二十三始傳であろう。なお、漢代の徭役・兵役年齢のすぐれた研究として、浜口重国氏に「漢の徵兵適齡に就いて」（『秦漢隋唐史の研究』上 一九六六年）がある。傳についての論究はあるが、兵役に傅することと疇官に傅することとの間に何らかの関連があることを示唆しているものの、ついに両者を別個のものとしてとりあつかっている。本稿はその示唆をふまえたものである。

⑤⑱ 『漢書』卷一高帝紀上、蕭何發關中老弱未傅者悉詣軍。顔師古注所引如淳注参照。なお、同様の記述は、『續漢志』第二百官五の亭長条に引く応劭『漢官儀』にも見える。

⑤⑲ 前掲『漢書』卷五景帝紀参照。

⑥⑰ 前掲『鹽鐵論』未通篇第一五参照。

⑥1 前掲注④『駁五經異義』および⑤『論衡』謝短篇第三六参照。

⑥2 『漢書』卷一高帝紀上四年条に、八月。初爲算賦。とあり、その顔師古注に、如淳曰。漢儀注。民年十五以上至五十六。出賦錢。人百二十爲一算。爲治庫兵車馬。と見える。

⑥3 また『漢書』卷七十二貢禹伝に、禹又言。孝文皇帝時。貴廉絮賤貪汙。賈人贅増。及吏坐贓者。皆禁錮不得爲吏。

とあり、『漢書』卷五景帝紀後二年五月条に、

詔曰。……今訾算十以上。乃得官。廉士算不必衆。有市籍不得官。無訾又不得官。朕甚愍之。訾算四得官。亡令廉士久失職。貪夫長利。

と見える。漢初の歴代皇帝が有市籍者とりわけ商人の官吏任用否定をくりかえし徹底していたことを知り得る。商人に対する土地所有否定については、前掲注④所引『史記』平準書参照。

⑥4 『後漢書』劉般伝第二九に、

是時下令。禁民二業。……般上言。郡國以官禁二業。至有田者不得漁捕。今濱江湖郡。率多蠶桑。民資漁採。以助口實。且以冬春閑月。不妨農事。夫漁獵之利。爲田除害。有助穀食。無關二業也。……帝悉從之。とある。是時とあるのは後漢の明帝治世のことである。

⑥5 『漢書』卷二四食貨志上に、

而商賈大者積貯倍息。小者坐列販賣。……此商人所以兼并農人。農人所以流亡者也。今法律賤商人。商人已富貴矣。尊農夫。農夫已貧賤矣。故俗之所貴。主之所賤也。吏之所卑。法之所尊也。上下相反。好惡乖迕。而欲國富法立。不可得也。方今之務。莫若使民務農而矣。

⑥6 表Ⅷでは、大(一五歳以降)を受爵資格者とした。それは、第一に漢制が秦制を継承していると考えたからである。ただ、西嶋定生氏は、大著『中国古代帝国の形成と構造―二十等爵制の研究』(一九六一年 二七一―二八五頁)において、居延漢簡の賜爵例を検討し、その賜爵回数・期間より考えて小男(一四歳以下)の時から受爵していなければつじつまのあわない例のあることから、受賜資格を小男からとみなしている。今少しく勞幹氏『居延

漢簡 考釋之部』(中央研究院歷史語言研究所 一九六〇)から例を挙げる

と、
老 故小男丁未丁未丙辰戌寅乙亥癸巳癸酉令賜各一級丁巳令賜一級(一六二・七)

……公乘鄴池陽里解清 老 故小男丁未丁未丙辰戌寅乙亥癸巳癸酉令賜各一級丁巳令賜一級(一六二・一〇)

卒故小男丁未丁未丙辰戌寅乙亥癸巳癸酉令賜各一級丁巳令賜一級(一六二・一一)

卅七 公乘鄴宋里戴通 卒 故小男丁未丁未丙辰戌寅乙亥癸巳癸酉令賜各一級丁巳令賜一級(一六二・一四)

豆卅三 公乘鄴京里馬丙 大 故小男丁未丁未丙辰……(一六二・一五)

さて、そこに見える小男・大・卒・老(免老)は、漢代における年齢区分の具体例であり、秦制と一致する。例に挙げた人びとは、老・卒・大を問わずすべて八回の賜爵を受けており、民爵の最上級公乘の保有者であることと注目

得る。その場合、故小男丁未……とその賜爵回数を記していることに注目したい。それはもと小男であった時からの賜爵を表示するものではない。故小男とは受爵資格のない時、つまり明白な無爵状態○級を意味し、丁未以後

大男となって以降の賜爵回数計算の起点を表わすものであろう。確かに小男の時に賜爵されていないと年齢のあわない例もある。それは、睡虎地秦簡

「法律答問」後子の条(一八二頁 七二簡、本文四一頁参照)に見えるように、後子となった場合には父の保有した爵を襲ぎ得たからであろう。なお充分な検討を要する問題であるが、ここでは漢制が秦制を継承したものとして

大男以降を受爵資格者とみなしておきたい。

⑥7 K・マルクス『剰余価値学説史』第四章(大月書店版第一分冊 三四七頁)参照。

⑥8 前掲注⑥拙稿第一章「秦漢期の農民諸階層」参照。

⑥9 佐藤武敏氏『中国古代工業史の研究』(一九六二年)、特に第一章「中国古

代手工業の発展と構造」参照。

⑦0 さしあたっては、『史記』卷二一九貨殖列伝参照。

⑦1 前掲注⑥⑩拙稿参照。

⑦2 小農法的農業・大農法的農業・富豪経営については拙稿「中国における律令制と社会構成」『世界史の新局面と歴史像の再検討―一九七六年度歴史学研究会大会報告―』一九七六年)および「漢六朝期における大土地所有と経営」『東洋史研究』第三三卷一、二号 一九七四年)参照。

⑦3 宮崎市定氏「中国史上の莊園」『アジア史研究』第四 一九六四年)および米田賢次郎氏「華北乾地農法と一莊園像―『齊民要術』の背景―」『鷹陵史学』三・四合併号 一九七七年)参照。

⑦4 前掲注①拙稿参照。

(補) 小稿脱稿直前に、王毓瑚氏「先秦農家言四篇別釋」(『中國古代農業科技』所収 農業出版社 北京 一九八〇年)に接した。上農等四篇の注解をその内容とする。参照検討すべき点がいくつかあるが、私見を全面的に改訂すべきものはないように思われる。ついて参照されたい。また、投稿後気づいたものに楊寬氏新版『戰國史』(上海人民出版社 一九八〇年)がある。楊氏は、雲夢秦簡を検討し、秦国の傳籍年齢を満一五歳とし、国家に対して兵役・徭役・戸賦等の責任を負うものと規定している(二二九頁)。傳籍の内容は正しいが、傳籍年齢を一五歳とするのは、すでに述べたごとく誤りである。楊氏は、著書の中で『戰國策』楚策二の「昭常應齊使曰。我典主東地。且與死生。悉五尺至六十。三十餘萬弊甲鈍兵。願承下塵。」を引いている(二三二頁)。氏はこれを戰国期における一五歳からの徴兵を傍証するものとして引用しているが、これこそ楚においても、身長を基準として徴兵、年齢を基準として退役が行なわれたことを明示するものである。ただ、そこで五尺となっているのは、非常事態だからであろう。この史料から、「周禮」郷大夫の記述が、秦国のみならず、少なくとも戰国末期の諸国の制度をふまえて編纂されていることを我々は知り得るのである。

* 本稿は一九七九年度文部省科学研究補助金による奨励研究(A)「春秋戰国期の社会構成に関する研究―とくに社会的分業を中心に―」の研究成果の一部である。